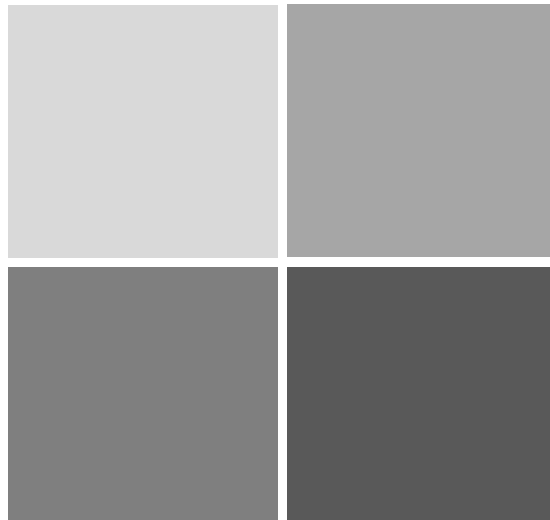


(仮称)第3期つくばみらい市 障がい者計画（案）

わかりあい・たかめあい・皆がいきいき
暮らせるまち



平成 年 月
つくばみらい市



つくばみらい市イメージキャラクター
「みらいりんどう」

■「障害者」の「害」表記等について

本計画においては、心のバリアフリーを推進するために、「障害者」などの「害」の字の表記について、可能な限りひらがなで表記しました。

ただし、国の法令や地方公共団体などの条例・規則などに基づく法律用語や引用、施設名等の固有名詞については変更せずに、引き続き「害」の字を使っています。このため、本計画では「がい」と「害」の字が混在する表現になっています。

表記の基本的な考え方は、以下のとおりです。

○障害→障がい

○障害者→障がいのある人、あるいは障がい者（3障がいを総称する時に使う）
とします。（文章のつながりの中で使い分けます）

○身体障害者→身体障がい者（3障がいの中で特定する時に使う）

○知的障害者→知的障がい者（3障がいの中で特定する時に使う）

○精神障害者→精神障がい者（3障がいの中で特定する時に使う）

【目次】

第1章 計画策定の考え方	1
1 計画の趣旨と背景	1
2 計画の概要	2
3 法律等の改正に伴う計画内容への対応	4
4 計画の策定体制	6
第2章 障がいのある人を取りまく状況	9
1 人口の推移	9
2 障がいのある人の状況	10
3 難病患者等の状況	16
4 障害支援区分別の認定者数	17
5 教育の状況	18
6 就業の状況	20
7 日中の過ごし方	21
8 社会参加の状況	22
9 将来の生活の不安	23
10 暮らしの希望	24
11 差別のない社会づくり	25
12 今後の重点施策	26
13 取り組み課題と方向性	27
第3章 計画の内容	29
1 基本理念	29
2 施策の体系	30
《基本施策1》 わかりあう「心」づくり	32
1 障がいに対する理解の促進	32
2 情報伝達の充実	35
3 相談対応の強化	38
《基本施策2》 自分らしい「生活」づくり	41
1 地域生活の支援	41
2 社会参加の促進	46
《基本施策3》 自立する「自分」づくり	49
1 就労支援の充実	49
2 保育・教育環境の充実	53
3 保健・医療の充実	56
《基本施策4》 安心して暮らせる「環境」づくり	58
1 居住環境の整備	58
2 安心・安全な暮らしの確保	61

第4章 計画の推進.....	65
1 つくばみらい市障がい者支援協議会を核とした 推進体制	65
2 (仮称)障がい者支援センター構想の構築	66
3 福祉人材の育成・確保	67
4 関係機関等との連携・協働	67
5 計画の進捗管理	68

◆第1章◆

計画策定の考え方

(序章裏)

第1章 計画策定の考え方

1 計画の趣旨と背景

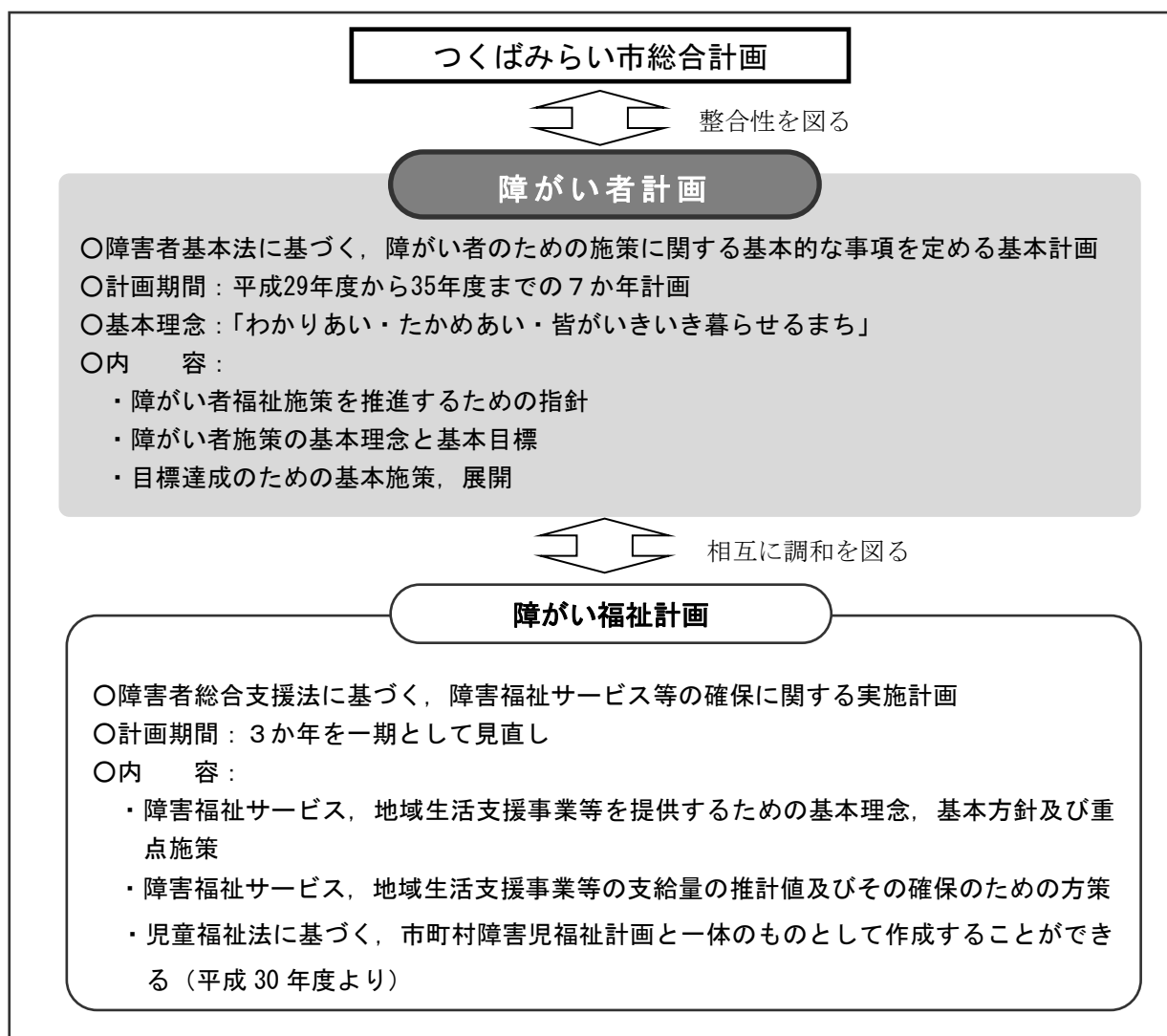
- 本市では、平成19年3月に障がい者計画及び障がい福祉計画（総称名『つくばみらい市いきいきハートプラン』）を策定後、障がい者計画については平成24年3月に見直し、障がい福祉計画については、制度に基づく3年ごとの見直しを行い、障がい者施策の推進に努めてきたところです。
- この間、国においては、ノーマライゼーションの理念のもと、障がいのある人もない人も、地域でともに暮らし、ともに活躍できる社会の実現に向けて、障がいのある人の自立と社会参加を目指した取り組みが講じられてきました。
- 平成24年4月には、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が成立し、法の目的に「基本的人権を享有する個人としての尊厳」が明記されるとともに基本理念が創設されたほか、障害福祉サービス等の対象となる障がい者の範囲に難病等が加えられました。
- 平成25年6月には、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とした、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が成立し、平成28年4月に施行されました。茨城県としても、平成26年3月に「障害のある人もない人も共に歩み幸せに暮らすための茨城県づくり条例」を成立させ、差別に関する相談体制を整備し、周知啓発に取り組んでいます。
- 本市においても、こうした障がい者施策の動向等を踏まえながら、障がいのある人もない人も分け隔てなく、ともに生きる社会づくりを引き続き進めていく必要があります。
- 今回、本計画において、これまでの取り組みを更に発展させるとともに、本市における課題の解決に向けて、障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するため、つくばみらい市障がい者支援協議会を核として、関係機関、関係団体と連携強化を図りながら計画を策定し、推進するものです。

2 計画の概要

(1) 計画の性格

- 「障がい者計画」は、障害者基本法第11条第3項に定める計画として、誰もが暮らしやすい地域づくりを計画的に進めていくために策定するものです。本計画は、本市の行政運営の総合的な指針となる最上位計画である「つくばみらい市総合計画」の部門別計画に位置づけられます。
- 市の総合計画は、平成24年度から平成29年度までの6年間で計画期間に定め、前期基本計画の改定版として「つくばみらい市総合計画新基本計画」を策定しています。平成30年度には、新たな総合計画が策定されるため、その際は総合計画と整合性を図り、障がい者計画を推進していきます。併せて、障害者総合支援法に規定する「障がい福祉計画」とも、相互に調和を図り推進していきます。

■ 計画の性格



(2) 計画の期間

- 「第3期つくばみらい市障がい者計画」は、平成29年度から35年度までの7か年を計画期間としますが、社会情勢の変化等に伴って、適切に計画を見直すものとします。
- 障害者総合支援法に定める「障がい福祉計画」は3か年を一期として計画を推進しています。

■計画の期間

	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
障 害 者 基 本 法	「第3期つくばみらい市障がい者計画」 (平成29～35年度)						
	見直し						
総 合 支 援 法	第4期 障がい福祉計画 (H27～29年度)	第5期 障がい福祉計画 (H30～32年度)			第6期 障がい福祉計画 (H33～35年度)		

■ つくばみらい市総合計画新基本計画に示される障がい者福祉の基本方針

- 平成29年度までを計画期間とする「つくばみらい市総合計画新基本計画」において、障がい者福祉の基本方針として、以下が記述されています。これらを踏まえて、障がい者計画を推進します。

- 障がいのある人が住み慣れた地域で安心して生活していけるよう、関係機関との連携による相談・指導体制の充実を図りながら、在宅生活支援の充実を図ります。
- 障がいのある人の生活訓練や療養の拠点となる施設の充実や機能の拡充を図ります。
- 地域及びボランティアの理解や支援を得ながら、市全体における障がいについての理解を深め、支え合う地域づくりに取り組み、社会参加ができるような環境づくりを進めます。
- 障がいのある人の就労促進を図るため、情報提供を積極的に行うとともに、企業などへの障がい者雇用の啓発に努めます。
- 発達にばらつきや遅れがある幼児とその保護者に対して療育支援を行うことにより、発達障がいの早期発見・早期療育に努めます。

3 法律等の改正に伴う計画内容への対応

- 本市では、平成19年3月に『つくばみらい市いきいきハートプラン』を策定後、計画の見直しを行いながら、障がい者施策の推進に努めてきました。
- この間、国においては障がい者福祉をめぐる制度整備が進展し、平成23年8月には障害者基本法の改正、続いて、児童福祉法、障害者虐待防止法、障害者総合支援法、障害者権利条約の批准、障害者差別解消法、障害者雇用促進法改正などがありました。
- これらの制度改正等を反映して、国は平成25年4月に「第3期障害者基本計画」を、茨城県は平成27年3月に「新しいばらき障害者プラン【改訂版】」を策定し、計画を推進しています。
- 平成28年8月には発達障害者支援法が改正され、発達障がいのある人への尊厳保持ならびに切れ目のない支援を行うことなどが定められました。
- 以上のようなことから本計画の内容について、今後、法の改正等に合わせた変更や検討を求められることも考えられます。そのため、関連する法律や制度、施策の見直しにあわせ、柔軟に取り組むこととします。

■ 法律等の改正に伴う主な変更点について

施行年月	法律名等（通称）	概要
平成18年4月	障害者自立支援法	・障がい福祉サービスの提供開始
平成18年12月	バリアフリー新法	・対象者の拡大(知的障がい者・精神障がい者も対象とする) ・対象物の拡大(建物、公共交通機関に道路、屋外駐車場、都市公園など追加) ・重点整備要件の拡大 ・当事者の参画 など
平成23年8月	障害者基本法改正	・基本理念の明確化 ・障がい等の定義の明確化（発達障がいの明記） ・障がい児教育 ・情報の利用等に関するバリアフリー化 ・防災及び防犯 ・消費者としての障がい者の保護 ・選挙等における配慮 など
平成24年4月	児童福祉法改正	・障がい種類ごとの施設体系を通所・入所の利用形態により一元化 ・放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の創設 など
平成24年10月	障害者虐待防止法	・市町村虐待防止センターの設置 など
平成25年4月	障害者総合支援法	・難病患者への障がい福祉サービスの提供 ・重度訪問介護の対象拡大 ・共同生活介護（ケアホーム）の共同生活援助（グループホーム）への一元化 ・地域移行支援の対象拡大 ・地域生活支援事業の追加（障がい者に対する理解を深めるための研修や啓発を行う事業、意思疎通支援を行う者を養成する事業等）
	障害者優先調達法	・障がい者就労施設等からの物品の優先調達の推進 など
平成25年4月	・国、第3期障害者基本計画の策定	
平成26年1月	障害者の権利に関する条約の批准	・障がい者の権利の実現のための措置等について定める条約
平成27年3月	・新しいばらき障害者プラン【改訂版】の策定（茨城県障害者計画・茨城県障害福祉計画）	
平成28年4月	障害者差別解消法	・障がいを理由とする差別的取扱いの禁止 ・合理的配慮の提供 など
	障害者雇用促進法改正	・雇用の分野における障がいを理由とした差別の禁止 ・精神障がい者の雇用促進 など
平成28年6月	障害者総合支援法改正	・医療的ケアを要する障がい児に対する支援 など
平成28年8月	発達障害者支援法改正	・発達障害者支援地域協議会の設置 ・発達障害者支援センター等による支援に関する配慮など

4 計画の策定体制

(1) つくばみらい市障がい者支援協議会

○障がい者関係団体や各種関係団体の代表，保健・医療・福祉関係者や学識経験者で構成される「つくばみらい市障がい者支援協議会」において，計画内容の協議を行いました。

(2) 庁内関係所管課（ワーキングチーム）

○庁内の関係所管課において，各課の関連事業調査及びヒアリングを実施し，各分野の進捗状況並びに計画内容の調整と検討を行いました。

(3) 現状と課題等の把握

① 障がい福祉に関するアンケート

○障害者手帳所持者を対象に，障がい福祉に関する要望等を把握するアンケートを実施し，調査結果の整理・分析を行いました。

○18歳以上の市民を対象に，障がい福祉に対する理解等を把握するアンケートを実施し，調査結果の整理・分析を行いました。

■調査の概要

調査名	調査対象	調査対象者	有効回答数
①障がい者手帳所持者アンケート	合計	1,838人	937人 (51.0%)
1 身体障がい者	身体障害者手帳所持者	1,357人	713人 (52.5%)
2 知的障がい者	療育手帳所持者	270人	129人 (47.8%)
3 精神障がい者	精神障害者保健福祉手帳所持者	262人	112人 (42.7%)
②一般市民アンケート	市内在住の18歳以上 (無作為抽出)	800人	311人 (38.9%)

注) 身体障がい者，知的障がい者，精神障がい者手帳の各所持者には，重複障がい者を含む。

① 障がい者手帳所持者アンケートの有効回答者数は，障がい種別無記入の19人を含む。

● 調査期間：平成28年7月25日（月）から8月8日（月）まで。

② 障がい者関係団体ヒアリング

○団体の活動状況等を把握するとともに、今後の取り組みや意向等についてヒアリングを実施しました。

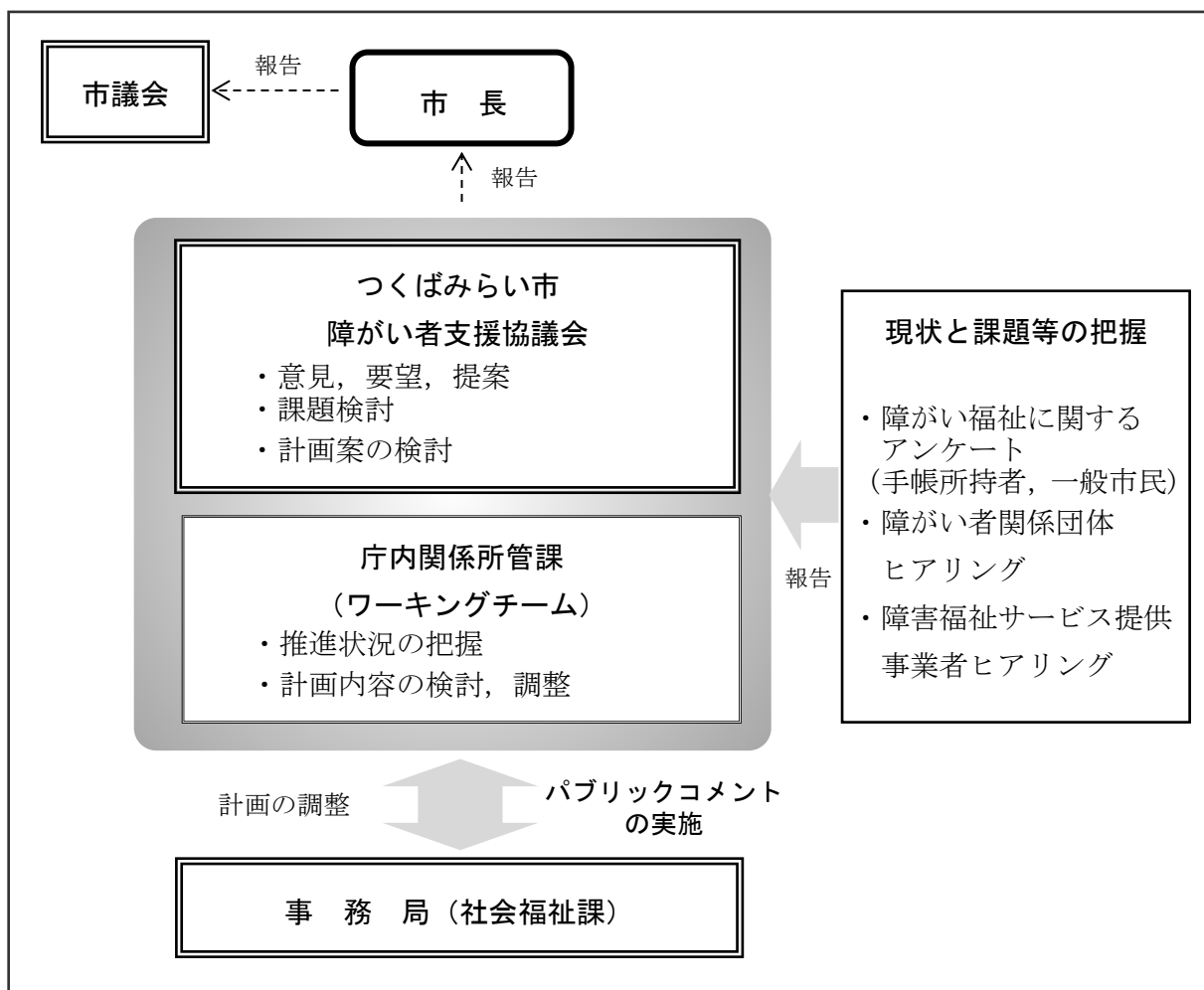
③ 障害福祉サービス提供事業者ヒアリング

○障害福祉サービスの提供状況や課題について把握し、今後、必要となる取り組みや期待することについてヒアリングを実施しました。

(4) パブリックコメント

○計画に市民の意見を反映させるために、平成28年12月から翌年1月にかけてパブリックコメントを実施しました。

■ 計画の策定体制



(裏白)

◆第2章◆

障がいのある人を取りまく状況

(第 2 章裏)

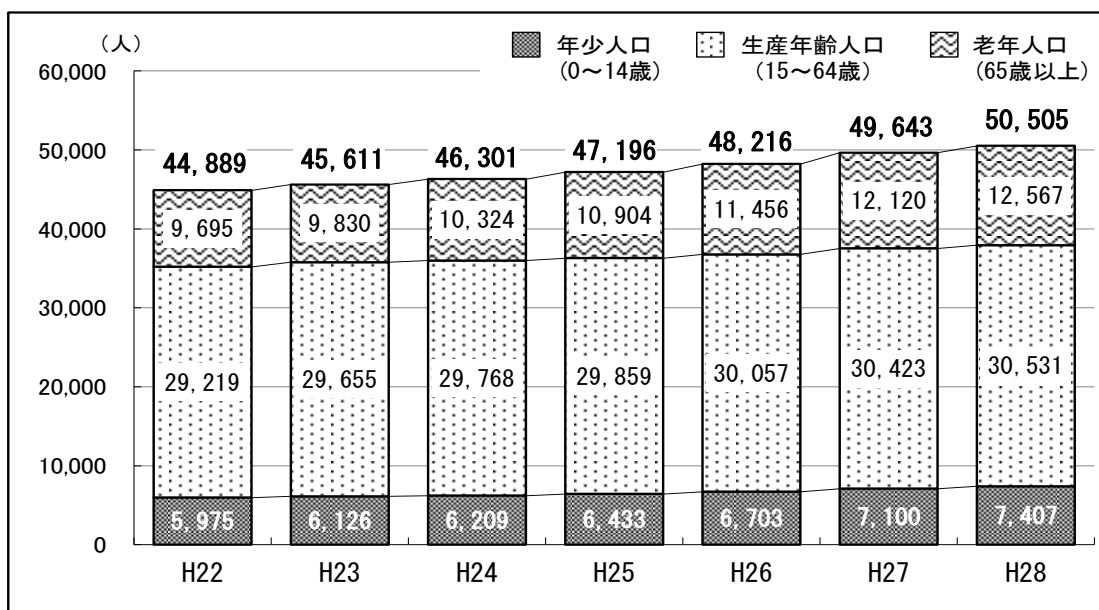
第2章 障がいのある人を取りまく状況

1 人口の推移

○本市の人口の推移をみると、総人口は、平成28年4月1日現在50,505人で、平成22年度と比べて5,616人増加しています。また、全国的に少子化が進行する中で、本市は年少人口も増加しています。

○年齢別の構成比をみると、高齢者の比率が平成22年度の21.6%から平成28年度は24.9%に増加しています。また、年少人口をみると、平成22年度の13.3%から平成28年度は14.7%と増加しており、県内でも若い人が多い地域の一つです。特に、近年は、つくばエクスプレスの沿線開発に伴って、子育て世代を中心とした人口転入が急速に進んでいることがわかります。

■人口の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

■年齢別構成比の推移

<上段：人 下段：割合>

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
総人口	44,889	45,611	46,301	47,196	48,216	49,643	50,505
年少人口 (0~14歳)	5,975 13.3%	6,126 13.4%	6,209 13.4%	6,433 13.6%	6,703 13.9%	7,100 14.3%	7,407 14.7%
生産年齢人口 (15~64歳)	29,219 65.1%	29,655 65.0%	29,768 64.3%	29,859 63.3%	30,057 62.3%	30,423 61.3%	30,531 60.5%
高齢者人口 (65歳以上)	9,695 21.6%	9,830 21.6%	10,324 22.3%	10,904 23.1%	11,456 23.8%	12,120 24.4%	12,567 24.9%

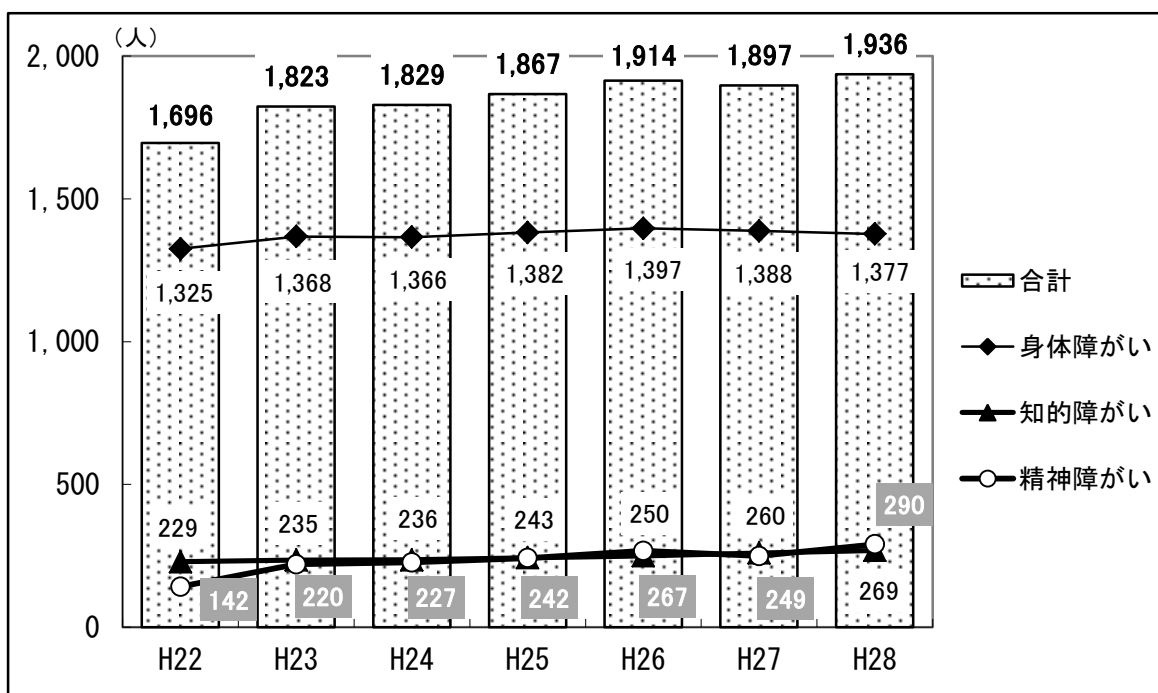
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

2 障がいのある人の状況

(1) 障害者手帳所持者の推移

- 本市の障害者手帳の所持者は、平成28年4月1日現在延べ1,936人で、手帳所持者の割合は総人口の3.8%となっています。
- 障害者手帳所持者数の推移をみると、「身体障がい」が平成28年度は1,377人で7割以上を占めています。
- 特に、近年は「精神障がい」が増加しており、精神障害者保健福祉手帳の所持者は、平成22年度の142人から平成28年度は290人と2倍以上に増加しています。

■障害者手帳所持者の推移



資料：社会福祉課（各年4月1日現在）

※ 障害者手帳：身体障がいのある人は「身体障害者手帳」、知的障がいのある人は「療育手帳」、精神障がいのある人は「精神障害者保健福祉手帳」がそれぞれ交付されます。

■総人口に対する障害者手帳所持者の推移

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
総人口（人）	44,889	45,611	46,301	47,196	48,216	49,643	50,505
手帳所持者数（人）	1,696	1,823	1,829	1,867	1,914	1,897	1,936
総人口に対する割合	3.8%	4.0%	4.0%	4.0%	4.0%	3.8%	3.8%

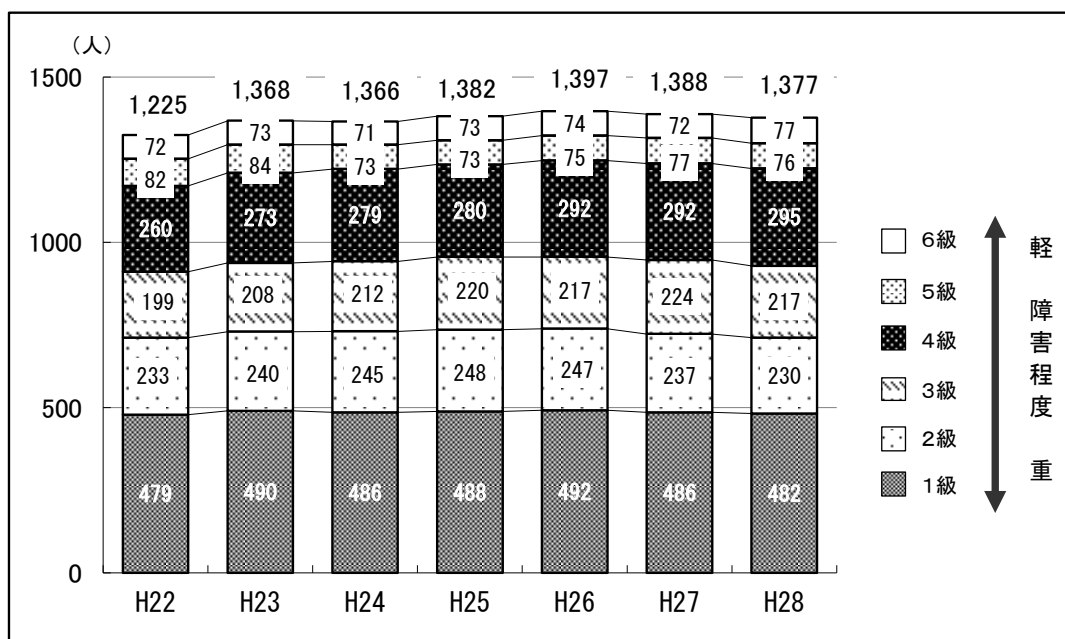
資料：社会福祉課（各年4月1日現在）

(2) 身体障がいのある人の状況

○身体障害者手帳所持者の推移をみると、平成22年度の1,225人から平成28年度は1,377人に増加し、年齢構成別では、65歳以上が998人で72.5%を占めています。

○障がいの等級別では、平成28年4月1日現在で「1級」が482人、「2級」230人となり、半数以上が重度障がいとなっています。

■身体障害者手帳所持者の等級別の推移



資料：社会福祉課（各年4月1日現在）

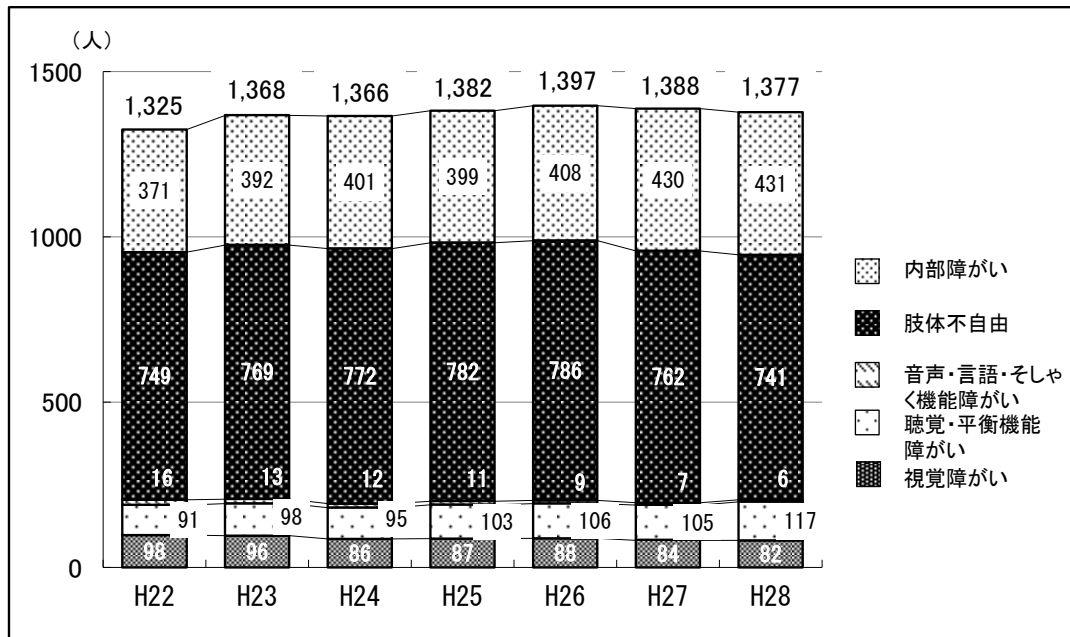
■身体障害者手帳所持者の年齢構成別の内訳

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
合計	482	230	217	295	76	77	1,377
障がい児 (0~17歳)	14	3	8	3	0	0	28
	2.9%	1.3%	3.7%	1.0%	0.0%	0.0%	2.0%
障がい者 (18~64歳)	125	70	51	59	20	26	351
	26.0%	30.4%	23.5%	19.9%	26.3%	33.8%	25.5%
障がい者 (65歳以上)	342	157	158	234	56	51	998
	71.1%	68.3%	72.8%	79.1%	73.7%	66.2%	72.5%

資料：社会福祉課（平成28年4月1日現在）

○身体障害者手帳所持者の障がい部位をみると、平成28年度は「肢体不自由」が741人で最も多くなっています。近年は、「内部障がい」や「聴覚・平衡機能障がい」の方も増加傾向にあります。

■身体障害者手帳所持者の障がい部位別の推移



資料：社会福祉課（各年4月1日現在）

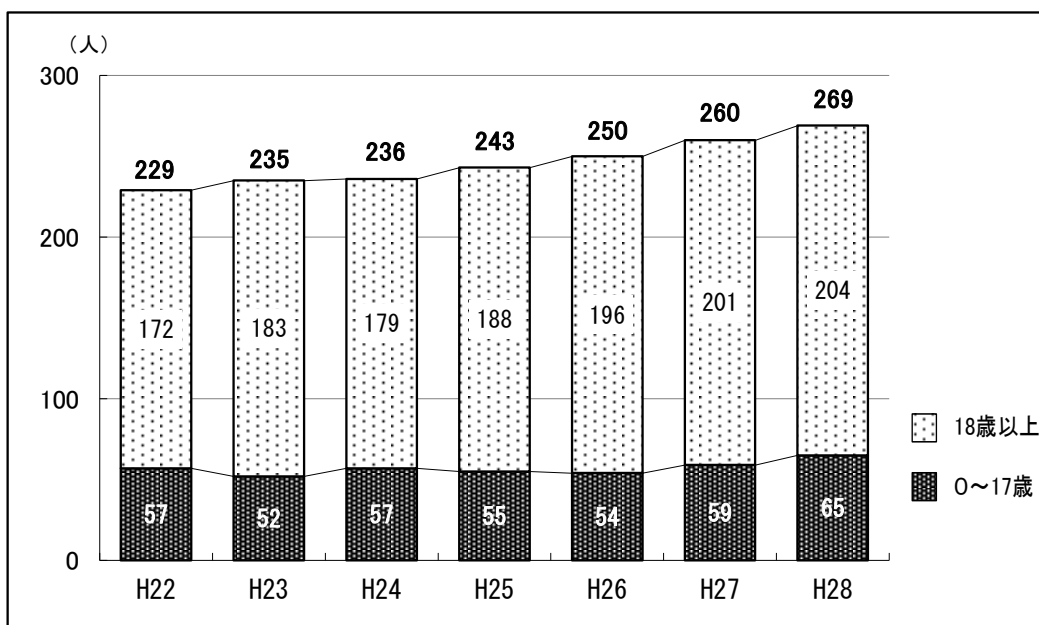
(3) 知的障がいのある人の状況

○療育手帳所持者の推移をみると、平成22年度の229人以降、増加しており、平成28年度は269人となっています。

○年齢別にみると、平成28年度は「18歳以上」が204人で療育手帳所持者の75.8%を占めていますが、「0～17歳」の方も65人います。

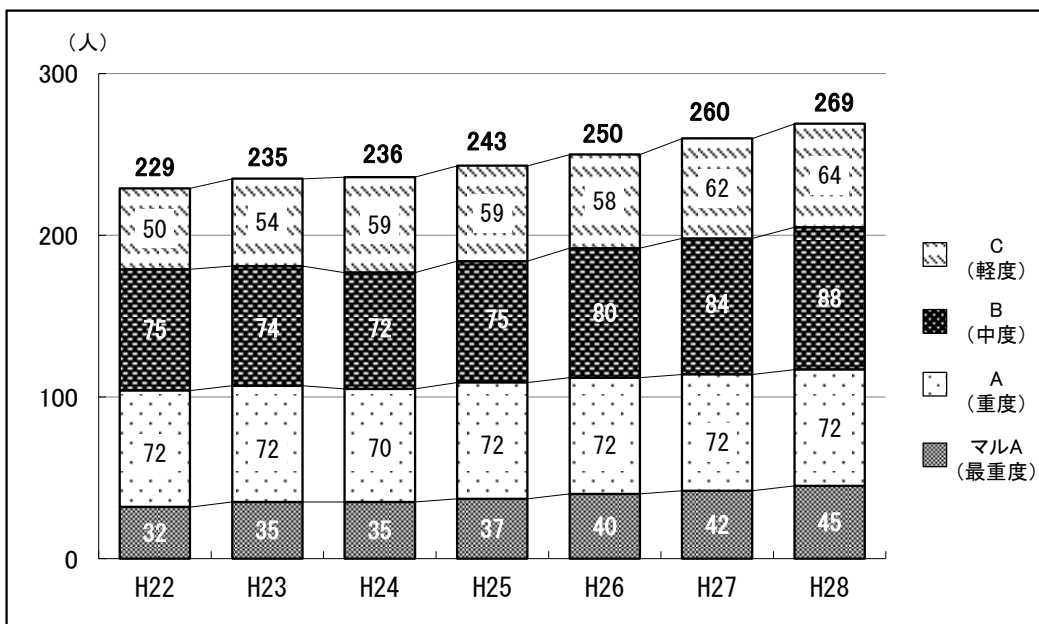
○障がいの判定別では、平成28年度では「B判定（中度）」が88人と最も多く、次いで「A判定（重度）」が72人となっています。

■療育手帳所持者の推移（年齢区分別）



資料：社会福祉課（各年4月1日現在）

■療育手帳所持者数の推移（判定別）

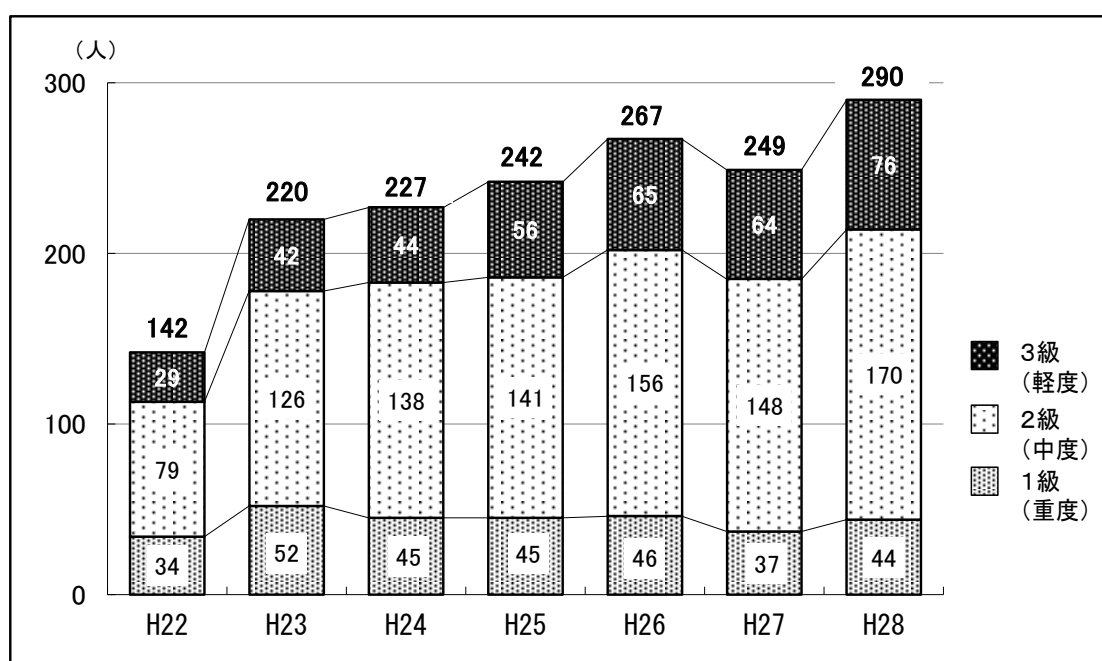


資料：社会福祉課（各年4月1日現在）

(4) 精神障がいのある人の状況

- 精神障害者保健福祉手帳所持者の推移をみると、平成22年度の142人から平成28年度は290人と2倍以上に増加しています。
- 等級別では、平成28年度は「2級(中度)」が170人で多くなっています。
- 自立支援医療(精神通院)を受けている患者数は、平成22年度の364人が平成28年度は628人で1.7倍に増加しています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の等級別の推移



資料：社会福祉課（各年4月1日現在）

■自立支援医療（精神通院）患者数の推移

（単位：人）

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
自立支援医療（精神通院） 公費負担患者数	364	422	500	530	565	598	628

資料：県精神保健福祉センター（各年4月1日現在）

※「自立支援医療（精神通院）制度」とは

精神障がいの適正な医療の普及を図るため、精神障がいにより通院医療を受けている方を対象に、申請により医療費の自己負担割合が通常の3割から原則1割とし、2割を公費で負担します。所得等に応じて月額自己負担上限もあり、負担が重くなりすぎないようにになっています。なお、精神障害者保健福祉手帳がなくても、この制度のみ利用できます。

- 自立支援医療（精神通院）受給者の疾病分類別状況をみると、平成28年度は「統合失調症，統合失調症型障がい及び妄想性障がい」と「気分障がい」を合わせると457人で、全体の約73%を占めています。
- 平成22年度と平成28年度を比べると、「気分障がい」が110人増（約1.9倍）と大きく増加しているほか、「統合失調症，統合失調症型障がい及び妄想性障がい」が35人増、「神経症性障がい，ストレス関連障がい及び身体表現性障がい」も47人増となっています。

■自立支援医療（精神通院）受給者の疾病分類別状況

（単位：人）

区分	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
症状性を含む気質精神障がい	13	13	15	15	19	22	25
精神作用物質使用による精神及び行動の障がい	10	11	13	13	11	14	12
統合失調症，統合失調症型障がい及び妄想性障がい	193	192	208	207	208	220	228
気分障がい	119	139	176	193	208	212	229
神経症性障がい，ストレス関連障がい及び身体表現性障がい	24	31	45	53	66	69	71
生理的障がい及び身体的要因に関連した行動症候群	1	0	0	1	1	4	5
成人の人格及び行動の障がい	3	3	6	7	4	2	2
精神遅滞	3	4	5	6	9	9	10
心理的発達の障がい	5	4	5	6	7	8	10
小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障がい	1	2	2	1	4	4	5
てんかん	20	23	25	27	28	34	31
その他の精神障がい	0	0	0	1	0	0	0
分類不明	0	0	0	0	0	0	0
合計	392	422	500	530	565	598	628

資料：県精神保健福祉センター（各年4月1日現在）

3 難病患者等の状況

- 「難病」とは、原因不明で治療方法が確立されておらず、後遺症を残すなど生活に著しい障がいをもたらす慢性疾患の総称で、厚生労働省は指定難病の拡充を進めており、平成28年4月1日現在、指定難病として306疾病が指定され、医療費の公費負担助成が行われています。
- 本市において、指定難病特定医療費受給者証所持者は、平成28年4月1日現在364人で、患者数は増加傾向にあります。
- 平成27年7月1日から障害者総合支援法に基づく「障害福祉サービス等」の対象となる疾病が151疾病から332疾病へと拡大されており、障害者手帳を所持していない方でも、必要と認められた支援を受けられるようになっています。

■指定難病特定医療費受給者証所持者数の推移

(単位:人)

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
指定難病特定医療費受給者証所持者数	237	253	279	299	335	334	364

資料：県保健予防課（各年4月1日現在）

4 障害支援区分別の認定者数

- 障害者総合支援法では障害福祉サービスの支給決定にあたって、様々な状態の障がい者（児）が支援の必要度に応じて公平にサービスを受けられるよう、「障害支援区分」の制度が導入されています。
- 障害支援区分別の認定者数は、178人（平成28年3月末現在）となっています。障害支援区分別では、「区分4」が39人で多いほか、区分が最も重度となる「区分6」が32人となっています。
- 障がい種別は、障害支援区分の認定者178人のうち、「身体障がい」が31人、「知的障がい」が81人、「精神障がい」が46人、「身体＋知的の重複」が14人、「身体＋精神の重複」が2人、「知的＋精神の重複」が4人となっています。「知的障がい」のある人が約半数を占めています。

■ 障害支援区分別認定者数の内訳と推移

（単位：人）

		身体障がい		知的障がい		精神障がい		身体＋知的		身体＋精神		知的＋精神		総数	
		H23→H28		H23→H28		H23→H28		H23→H28		H23→H28		H23→H28		H23→H28	
↑ 軽度	区分1	1	0	4	1	2	5	0	0	0	0	0	0	7	6
	区分2	4	4	5	8	15	22	1	1	0	1	1	0	26	36
	区分3	3	9	13	11	8	13	0	1	0	0	0	2	24	36
	区分4	6	5	20	26	3	5	0	2	1	0	0	1	30	39
↓ 重度	区分5	8	6	18	22	0	0	1	1	0	0	0	0	27	29
	区分6	9	7	11	13	1	1	4	9	1	1	0	1	26	32
合計		31	31	71	81	29	46	6	14	2	2	1	4	140	178

資料：社会福祉課（平成23年は11月末現在、平成28年は3月末現在）

5 教育の状況

(1) 教育の状況

- 本市は、みらい平地区の児童数の増加に伴い、平成27年度に陽光台小学校を開校し、現在、小学校が11校、中学校が4校となっています。なお、特別支援学級は、小学校に13学級、中学校に9学級あります。
- 平成28年5月1日現在、特別支援学級の児童数は小学校57人、中学校21人の合計78人で、特別支援学級に通う児童生徒数は増加傾向にあります。
- 市内に県立伊奈特別支援学校（知的障がい）がありますが、肢体不自由の児童生徒は、県立下妻特別支援学校に通うこととなります。

■特別支援学級等の状況

(単位：学級，人)

区分		年度						
		H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
小学校	学級数	10	10	10	10	10	12	13
	児童数	24	19	25	22	34	45	57
中学校	学級数	8	8	8	9	9	9	9
	生徒数	17	19	16	24	22	24	21
合計	学級数	18	18	18	19	19	21	22
	児童生徒数	41	38	41	46	56	69	78

資料：学校教育課（各年5月1日現在）

■特別支援学校（伊奈，下妻）の在籍者数（市外からの通学者を含む）

(単位：人)

区分		年度						
		H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
小学部		79	87	81	75	79	76	87
中学部		59	68	55	56	58	72	69
高等部		122	113	110	93	92	94	81
合計		260	268	246	224	229	242	237

資料：学校教育課（各年5月1日現在）

(2) 卒業後の進路の状況

- 伊奈特別支援学校の平成27年度卒業生の進路をみると、「障害福祉サービス事業所」が28人、「就職」が8人です。
- 下妻特別支援学校の平成27年度卒業生の進路をみると、「障害福祉サービス事業所」が14人、「進学」が1人です。
- アンケート結果では、保育や教育について望むこととして、「卒業後の情報や進路指導の充実」が76.5%と、最も多くあげられていました。

■伊奈特別支援学校卒業生の進路

(単位：人)

区分 \ 年度	H23	H24	H25	H26	H27
進学	0	0	0	0	0
就職	5	16	10	9	8
職業訓練施設	0	0	0	0	0
障害福祉サービス事業所	24	33	16	17	28
旧法授産施設	0	0	0	0	0
県委託訓練施設	0	0	0	0	0
在宅	0	3	0	2	0
その他	0	0	1	0	0
不明	0	0	0	0	0
合計	29	52	27	28	36

資料：学校教育課（各年5月1日現在）

■下妻特別支援学校卒業生の進路

(単位：人)

区分 \ 年度	H23	H24	H25	H26	H27
進学	2	0	1	0	1
就職	2	0	2	0	0
職業訓練施設	0	0	1	0	0
障害福祉サービス事業所	9	5	10	11	14
旧法授産施設	0	0	0	0	0
県委託訓練施設	0	0	0	0	0
在宅	1	0	0	1	0
その他	0	0	0	0	0
不明	0	0	0	0	0
合計	14	5	14	12	15

資料：学校教育課（各年5月1日現在）

6 就業の状況

- 平成28年4月より「障害者の雇用の促進等に関する法律」の一部改正において、雇用の分野における障害者に対する差別の禁止及び障害者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）が定められているとともに、精神障がいのある人を法定雇用率の算定基礎に加える等の措置が講じられています。
- 平成27年6月1日現在、ハローワーク常総管内では、この法による基準を達成しているのは55事業所で達成率は49.1%となっています。
- アンケート結果では、障がいのある人の働きやすい環境づくりとして、「企業の障がい者雇用に関する理解」や「障がいに対する上司や同僚の理解」が多くあげられ、特に、知的障がいのある人及び精神障がいのある人からは50.0%を超える回答がありました。

■障がいのある人の就業状況

区分 \ 年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27
対象企業数（所）	78	87	86	106	114	112
法定雇用労働者数（人）	10,966	12,264.5	12,459	13,544.5	14,173	14,421
雇用障がい者数(※)(人)	137.5	148.5	164.5	180.0	194.5	216.5
実雇用率	1.25%	1.21%	1.32%	1.33%	1.37%	1.50%
達成企業数（所）	39	38	37	49	52	55
達成企業割合	50.0%	43.7%	43.0%	46.2%	45.6%	49.1%

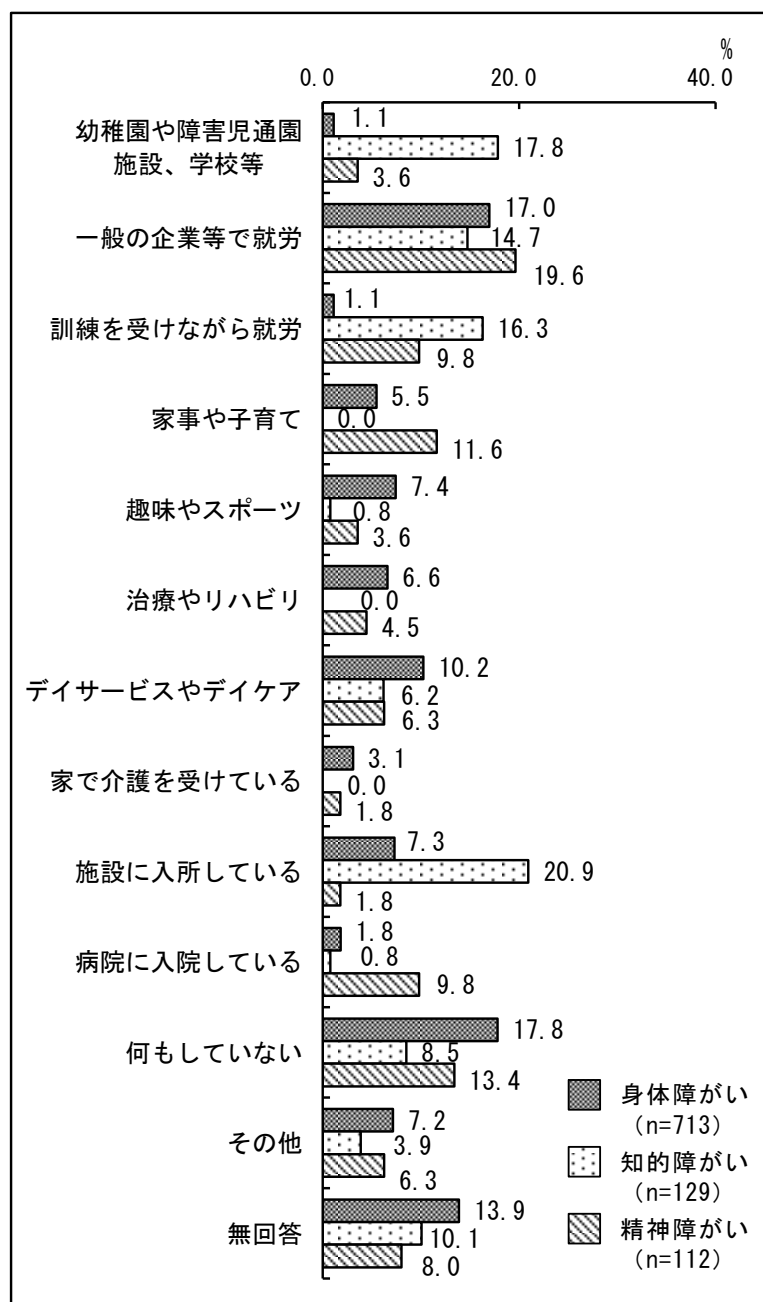
資料：ハローワーク常総（各年6月1日現在）

※ 重度身体障がい者及び重度知的障がい者数については、一人の雇用をもって2人を雇用しているものとみなす。

7 日中の過ごし方

- アンケート結果から障がいのある人の平日の昼間の過ごし方をみると、身体障がいの方は、「何もしていない」との回答が17.8%で最も多く、次いで「一般の企業等で就労」が17.0%で続いています。
- 知的障がいの方は、「何もしていない」との回答が8.5%で、他の障がいと比べて低い割合です。
- 精神障がいの方は、「一般の企業等で就労」が19.6%で最も多く、次いで、「何もしていない」が13.4%で続いています。

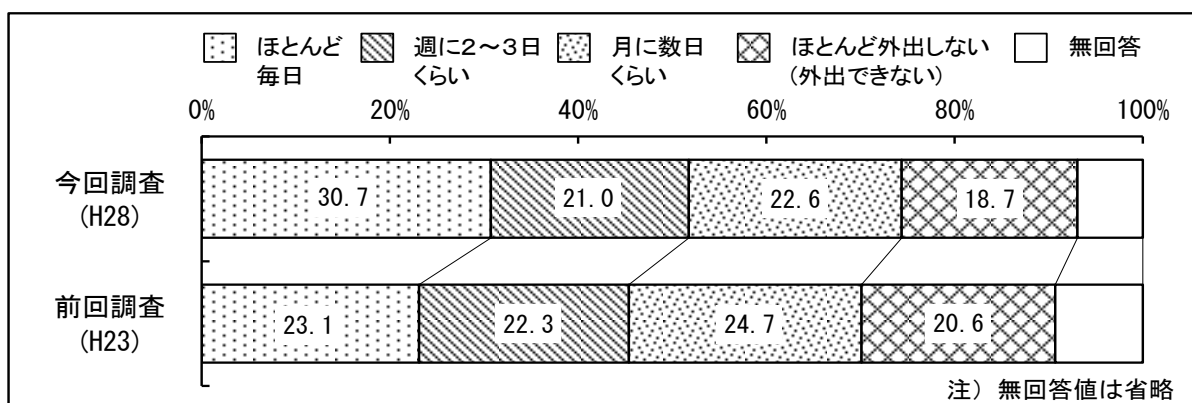
▼平日の昼間の過ごし方



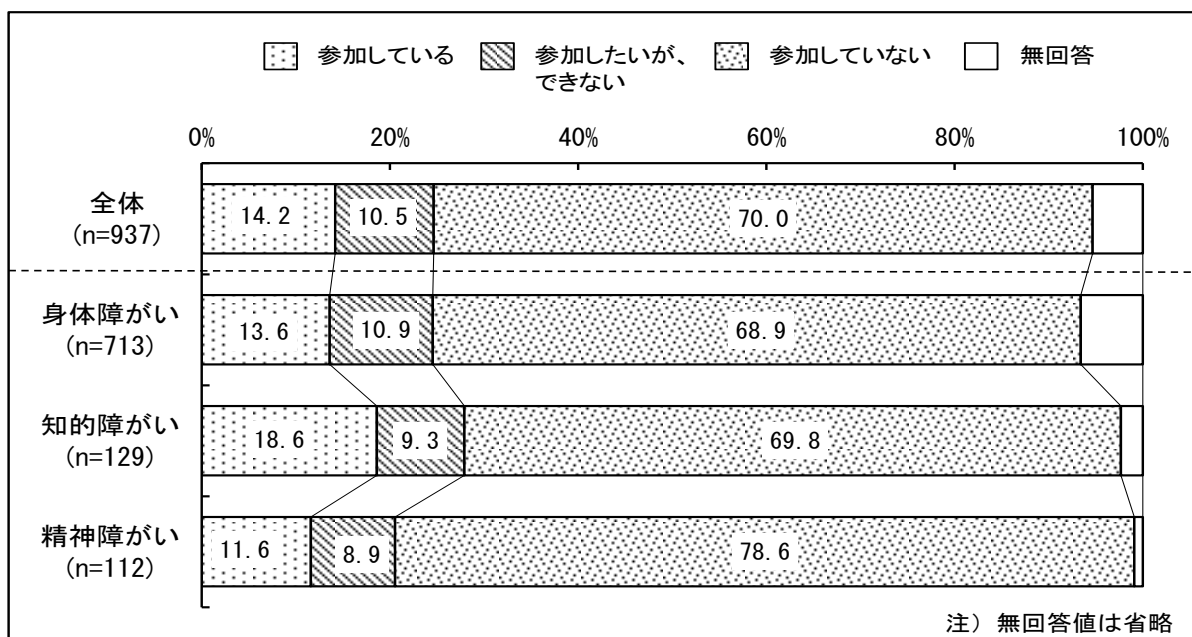
8 社会参加の状況

- 障がいのある人の外出の頻度をみると、「ほとんど毎日」外出している人が30.7%で、前回調査の23.1%と比べて7.6ポイント増加しています。
- スポーツや文化活動の参加状況をみると、「参加している」人は全体の14.2%で、「参加していない」人が7割を占めています。また、「参加したいが、できない」人も10.5%います。
- 団体ヒアリングでは、学校を卒業してしまうと、外出機会が大きく減ってしまったり、就労しても続かず自宅にこもってしまうケースがあることが分かったため、その人に適した活動の場の提供や、社会に参加しやすい環境を整えていくことが求められます。

▼外出の頻度



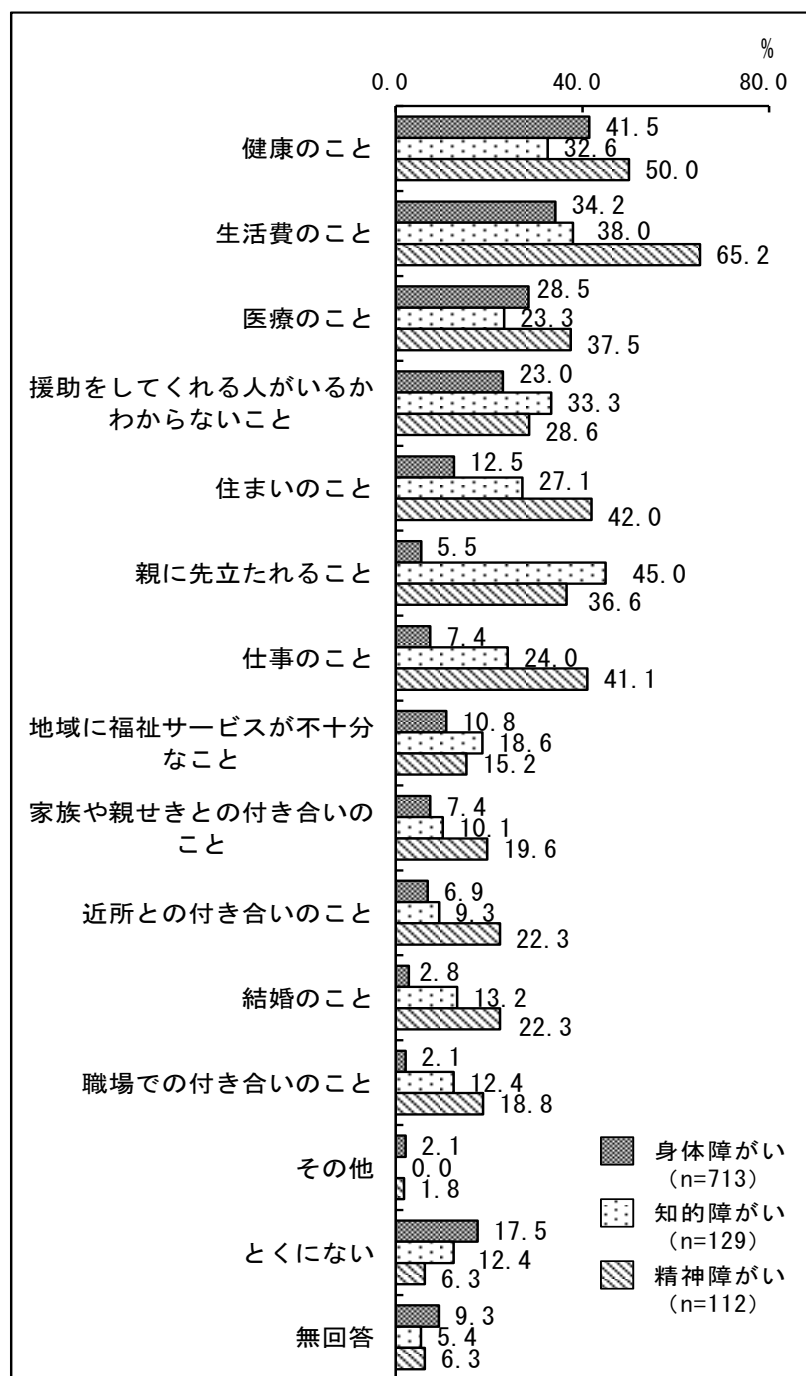
▼スポーツや文化活動の参加状況



9 将来の生活の不安

- 障がいのある人の将来の生活の不安をみると、全体では「健康のこと」や「生活費のこと」が多く回答されています。
- 将来の生活の不安は、障がい種別ごとに傾向が異なっており、身体障がいのある人は「健康のこと」(41.5%)、知的障がいのある人は「親に先立たれること」(45.0%)、精神障がいのある人は「生活費のこと」(65.2%)が多くなっています。
- 障がいによって、将来の生活の不安に違いがみられることから、障がいの特性に応じた支援が求められます。

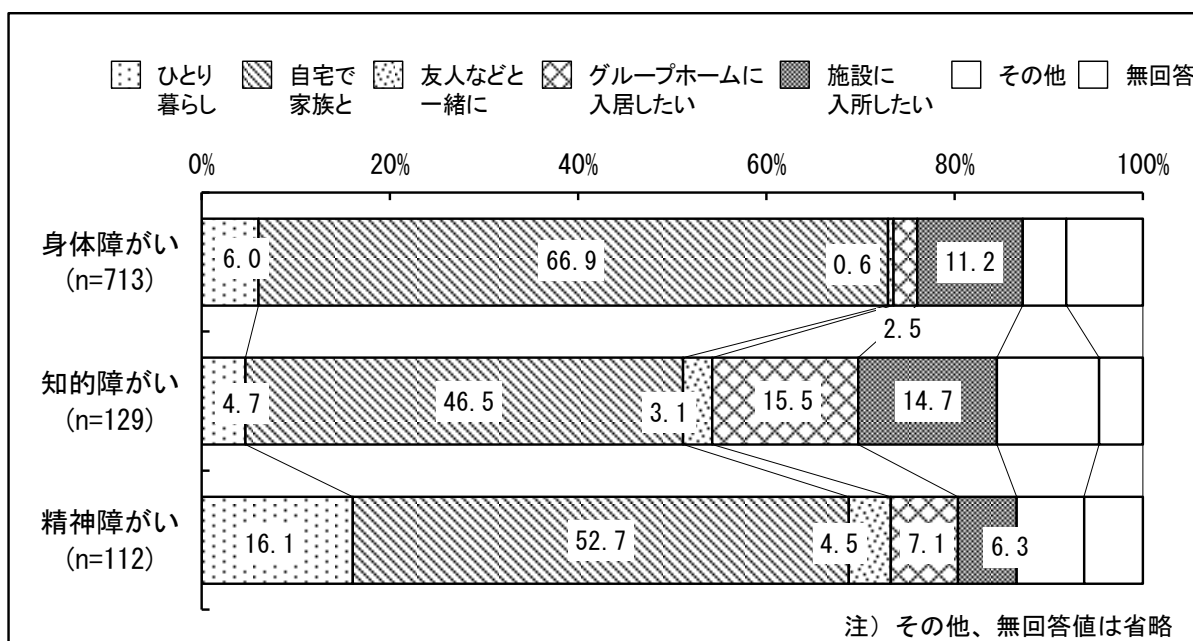
▼将来の生活の不安



10 暮らしの希望

- アンケート結果から障がいのある人の将来の生活の希望をみると、「自宅で家族と」との回答が各障がいとも最も多くなっています。
- 知的障がいのある人は、「グループホームに入居したい」が15.5%で比較的多くなっています。
- 精神障がいのある人は、「ひとり暮らし」を希望している人が16.1%で、他の障がいと比べて10ポイント以上多くなっています。

▼将来の生活の希望



《アンケート及びヒアリング調査から》

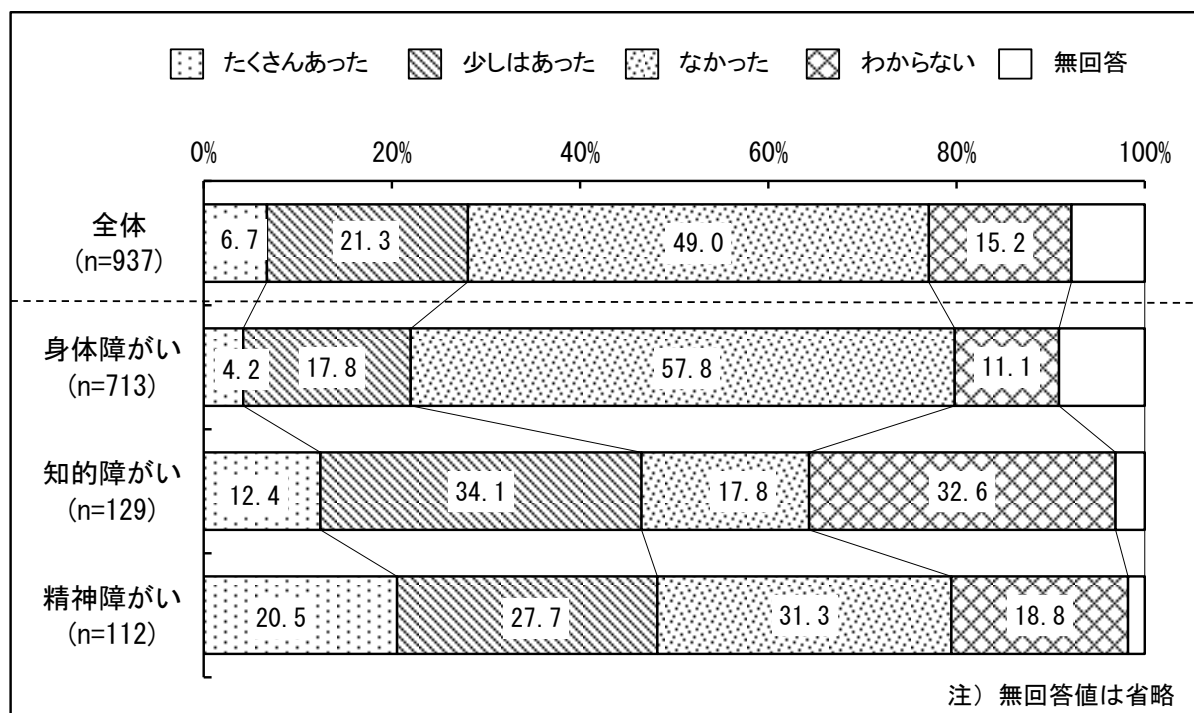
- マル福医療制度について、障がい種別で差がある。身体障がい、知的障がい者の手帳は1・2級の所持で該当するが、精神障がいは障害年金1級の受給者のみである。
- 地域の障がい福祉サービスの環境は整いつつあるが、ただやればよいというわけではない。サービスの質の向上が大切である。
- 重度障がい児（医療的ケア児）に関しては、環境が整っていない。
- 自身が障がい者にならなければ、わからなかったことがたくさんあった。理解してもらうことは難しく、もっと取り組む必要がある。
- 障がいのある人が、楽しく街へ出ていけるまちづくりが大切と思います。
- 学校を卒業してしまうと、外出の機会が減ってしまう。卒業後に毎日通える場が必要である。
- 災害時、障がい別に優先的に受け入れてくれる福祉避難所を検討してほしい。



11 差別のない社会づくり

- 障害者差別解消法は、障がいのある人への「不当な差別的取扱い(※)」を禁止し、障がいのある人が困らないように、行政機関や、会社・お店などに「合理的配慮(※)の提供」を求めています。この法律の認知度は、障がいのある人で「だいたい内容も知っている」が8.4%の結果となりました。
- 障がいがあることで差別的取扱いを受けたことについては、「たくさんあった」と「少しはあった」という人を合わせると全体の28.0%が“あった”と回答しており、特に、知的障がいのある人と精神障がいのある人が高い割合です。
- 嫌な思いをした場面を具体的にたずねると、身体障がいのある人は「買い物やレジャーの外出先」、知的障がいのある人は「学校など教育の場」、精神障がいのある人は「会社など就労の場」が特に高い割合でした。

▼差別的取扱いを受けたこと

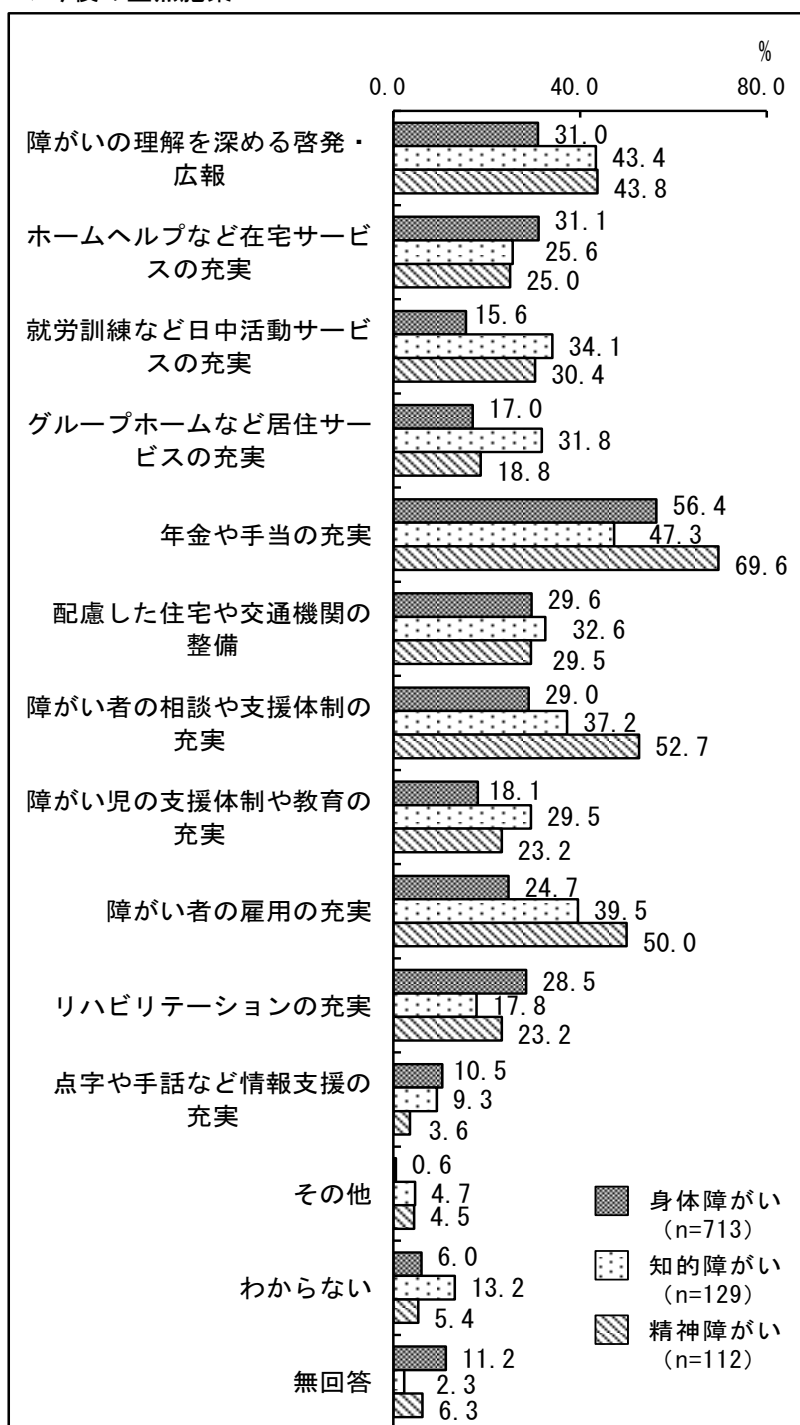


※不当な差別的取扱い…障がいを理由に入店を拒否するなど、障がいを理由として正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり制限をしたり、条件をつけたりするような行為。
 合理的配慮…筆談や読み上げなど、障がいのある人からなんらかの配慮を求められた場合に、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるようなこと(社会的障壁)を取り除くために、負担になり過ぎない範囲で必要かつ合理的な配慮を行うこと。

12 今後の重点施策

- 障がいのある人が今後希望する重点施策は、すべての障がい者において「年金や手当の充実」が最も多くなっています。
- その他、知的障がいのある人からは「障がいの理解を深める啓発・広報」(43.4%)，精神障がいのある人からは「障がい者の相談や支援体制の充実」(52.7%)や「障がい者の雇用の充実」(50.0%)が特に多くあげられています。

▼今後の重点施策

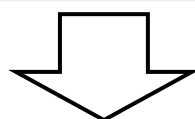


13 取り組み課題と方向性

○アンケート調査や各種ヒアリング、庁内各課の取り組み等を踏まえて設定した、今後の取り組み課題と方向性は以下のとおりです。

取り組み課題

- ① 社会から差別や偏見が無くなるように、
障がいのある人への理解をさらに深めていくこと。
- ② 障がいのある人が、自分らしい生活を送れるように、
生活支援、地域に参加しやすい環境を整えていくこと。
- ③ 自らより良い暮らしを追求し、将来の希望が実現できるように、
就労支援、保育・教育環境の整備に努めていくこと。
- ④ 住み慣れた地域で、いつまでも暮らし続けられるように、
安心・安全な居住環境を整えていくこと。



方向性

①理解促進,
相談対応

⇒ わかりあう「心」づくり

②生活支援,
地域参加

⇒ 自分らしい
「生活」づくり

市民一人ひとりが、共に
「わかりあう」
「たかめあう」
「いきいき暮らす」

③就労支援,
保育・教育
環境の整備

⇒ 自立する
「自分」づくり

④安心・安全に
暮らせる居住環境

⇒ 安心して暮らせる「環境」づくり

(裏白)

◆第3章◆
計画の内容

(第 3 章裏)

1 基本理念

- 障がいに対する理解，安心して暮らせる社会づくりは少しずつではありますが，前進しているとの評価が，アンケート調査や団体ヒアリング等であげられています。しかしながら，まだ，障がいによっては，市民の理解が十分進んでいなかったり，障がい福祉サービスを提供する事業所が十分整っていないなどの課題も多くあります。
- 本市では，平成19年3月に障がい者計画及び障がい福祉計画（総称名『つくばみらい市いきいきハートプラン』）を策定し，障がい者計画については平成24年3月に見直し，基本理念の実現に向けて取り組んでまいりました。
- 本計画においては，障がいのある人もない人も共に地域社会で暮らす市民の一員として，相互に人格と個性を尊重する「わかりあい・たかめあい・皆がいきいき暮らせるまち」の実現を目指してまいります。

わかりあい・たかめあい・皆がいきいき 暮らせるまち



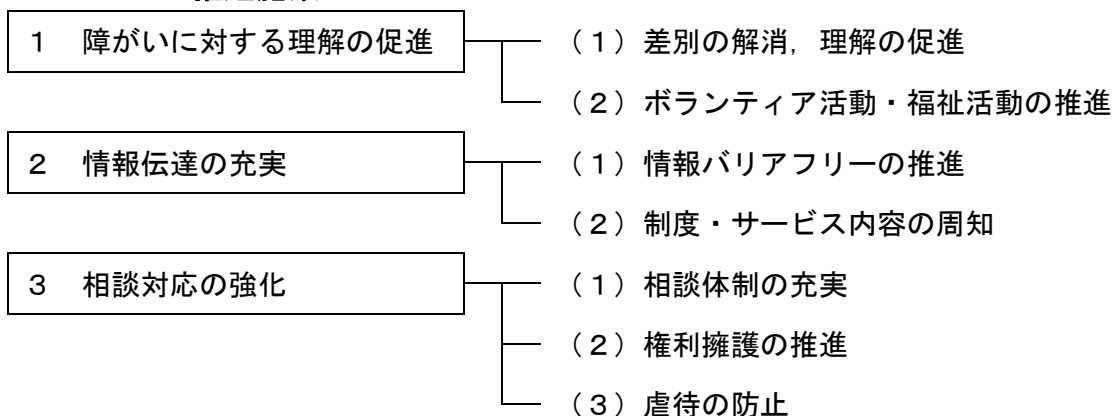
2 施策の体系

○本計画の取り組み期間である平成29年度から平成35年度までの7年間の取り組みとして、4つの基本施策及び10の推進施策を掲げて取り組みます。

《基本施策1》 わかりあう「心」づくり

○障がいのある人への差別や偏見が無くなるよう、障がいに対する理解の促進を図るとともに、情報伝達の充実、相談対応の強化に取り組みます。

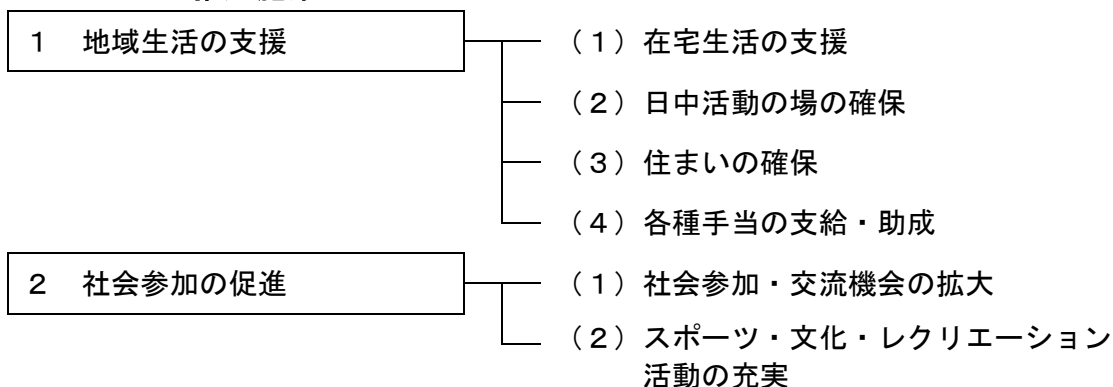
《推進施策》



《基本施策2》 自分らしい「生活」づくり

○障がいのある人が、自分らしく日々の生活を送れるよう、地域生活の支援を行うとともに、積極的に地域社会に参加していける環境整備に取り組みます。

《推進施策》

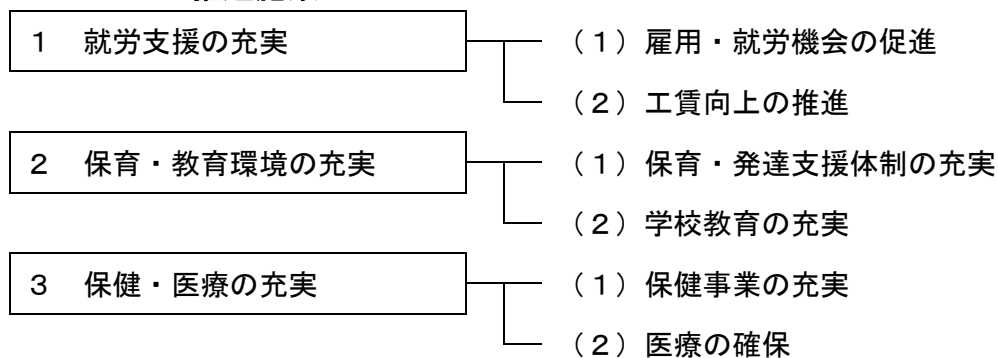




《基本施策3》 自立する「自分」づくり

○障がいのある人が、いきいきと自らより良い暮らしを追求できるよう、就労支援の充実，自立するために必要な能力の育成・支援に取り組みます。

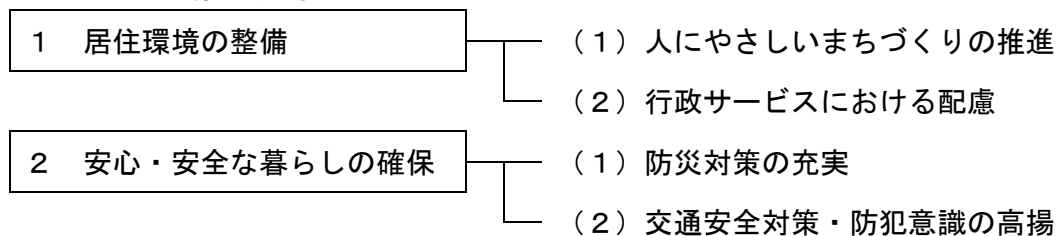
《推進施策》



《基本施策4》 安心して暮らせる「環境」づくり

○安心・安全に暮らせる居住環境の整備に努めるとともに，万が一の災害等に備えて，防災・防犯対策の充実に取り組みます。

《推進施策》



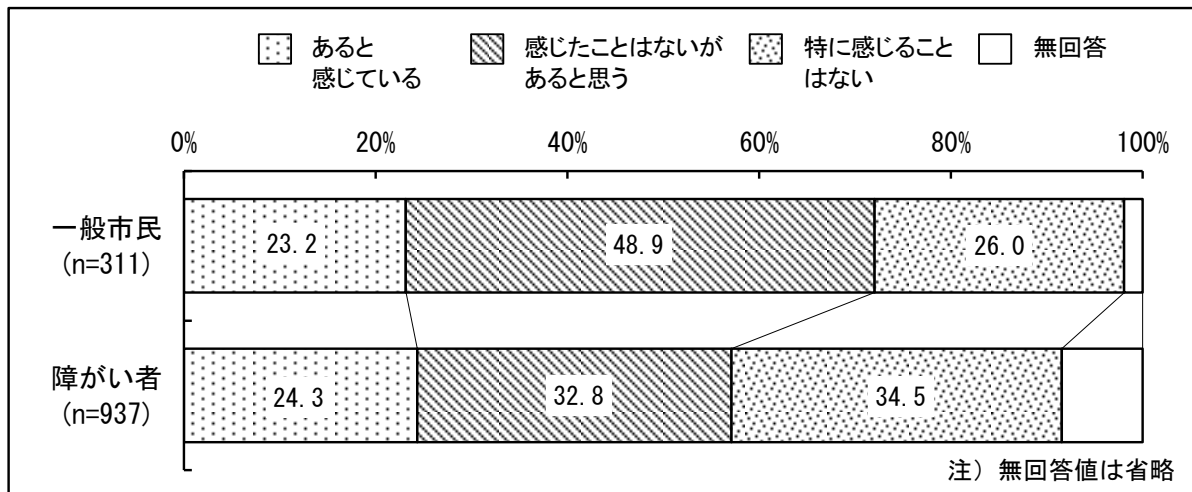
《基本施策1》 わかりあう「心」づくり

1 障がいに対する理解の促進

◆現状と課題◆

- 「障害者差別解消法」は、障がいのある人への「不当な差別的取扱い」を禁止し、障がいのある人が困らないように行政機関や会社・お店などに「合理的配慮の提供」を求めています。
- アンケート結果をみると、障がいのある人への差別や偏見について「あると感じている」は、一般市民23.2%、障がい者24.3%で、障がいの有無に関わらず、差別や偏見を感じている人が2割を超えていることがわかりました。
- 団体ヒアリングでは、「見た目でわかる障がいと、そうでない障がいがあり、幼少の頃からお互いのことを知り、ふれあい、交流する機会があることでお互いの理解が深まる」との意見がありました。
- 障がいのある人に対する差別や偏見が無くなるよう、引き続き市民の理解を深めていくことが重要です。

▼障がいがある人への差別や偏見



取り組みの方向性

◆障がいを理由とした偏見や差別といった人権を侵す行為や不利益を被ることのないよう、理解の促進に取り組みます。また、ボランティア活動の支援、障がいのある人との交流機会の拡大に取り組みます。

(1) 差別の解消，理解の促進

- 障がいのある人もない人も等しく生活し，共に活動する社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念の浸透に努めます。
- 障害者差別解消法の周知を進めるとともに，障がいのある人に対する配慮等，市民の理解促進に努めます。
- 広報紙やホームページ，社協だより等の各種メディアを積極的に活用して，障がいに対する理解が深まるよう啓発活動を行います。
- 各種講演会や講座等において，障がいのある人に対する配慮や理解，人権尊重を推進します。

担当課など	取組内容
社会福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者差別解消法の内容を周知し，障がいを理由とした差別の解消に努めます。 ・障がい者差別解消支援地域協議会を中心に，障がい者差別の解消の取り組みに努めます。 ・広報紙にコラム等を掲載し，障がいに対する市民の理解が深まるよう啓発・広報活動に努めます。 ・「障害者週間（12月）」などにおいて，障がいに対する福祉意識の向上に努めます。 ・障がいのある人に関するマークの周知に努めるとともに，身障者等用駐車場利用証制度の普及・啓発を図ります。 ・地域生活支援事業による取り組みを推進します。 ☆理解促進・研修啓発事業
生涯学習課 (図書館)	<ul style="list-style-type: none"> ・各種講演会や講座等において，障がいのある人に対する理解促進，人権尊重を推進します。

注) 担当課などの組織は，平成28年4月現在。(以下同様)

(2) ボランティア活動・福祉活動の推進

- 社会福祉協議会と連携してボランティア団体への支援や情報提供を進め、ボランティア活動の活発化を図ります。
- 学校教育の場などにおいて、障がいのある人とのふれあいや交流事業を行い、お互いの理解と思いやりを育む教育を推進します。
- 障がいのある人自身も、積極的にボランティアなど福祉活動に参加できるよう推進します。

担当課など	取組内容
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア市民活動センターの周知と活用を図ります。 ・ボランティアに関する情報提供や活動を支援します。 ・ボランティアの登録の推進，コーディネートの実施に努めます。 ・手話，要約筆記ボランティアやガイドヘルパーボランティアの養成講座を開催し，スキルアップを支援します。
社会福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者団体との意見交換を行い，活動を支援します。 ・地域の見守り活動や安否確認の推進に努めます。
学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> ・学校等におけるボランティア体験学習などをおして，お互いの理解と思いやりを育む教育を推進します。

《一般市民アンケート調査から》

- 障がいのある方を理解できるような社会の仕組みがあればいいと思います。
- 障がいがあるということを理解するには，接点がないと難しいと思います。もっと学校などで理解を深める取り組みがあればいいと思います。
- ボランティア活動の内容を広報などで知らせていただくと，目に触れる機会も増え，取り組みやすさにつながっていくと思う。
- 障がいについて，これからも広報紙などで定期的に発信し続けてください。
- アンケートを記入してみて，ボランティアなど何かすることが大切と思いました。
- 障がいのある人々が，安心安全に暮らすことが出来ることを切望します。

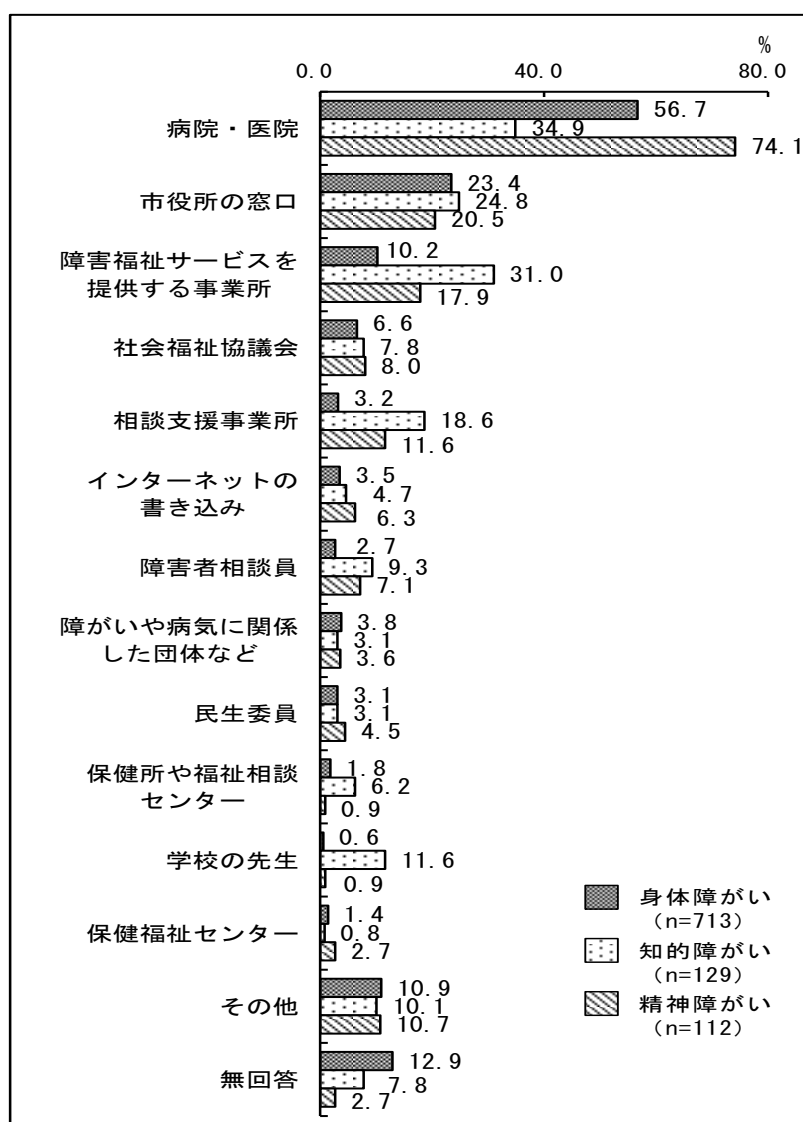


2 情報伝達の充実

◆現状と課題◆

- 障がいのある人の情報の入手先は、「病院・医院」や「市役所の窓口」が高くなっています。また、知的障がいの方は「障がい福祉サービスを提供する事業所」や「相談支援事業所」も高い結果です。これらの窓口の周知を図るとともに、必要な情報を必要な人に確実に提供できるよう、関係機関相互の連携強化も重要になっています。
- 情報通信技術が発展する中で、障がいに対応する情報伝達方法の普及や、新たな情報機器の活用などを図ることが求められます。

▼情報の入手先 <<複数回答>>



取り組みの方向性

◆必要な情報を必要な人に確実に提供できるよう、関係機関とも連携しながら情報伝達方法について工夫して取り組みます。

(1) 情報バリアフリーの推進

- 様々な情報手段を活用して、障がいのある人やその家族が必要とする制度等の情報を確実に入手できるよう取り組みます。
- 社会福祉協議会と連携して、手話通訳や要約筆記ボランティアの技能を、福祉の増進に生かせるよう推進します。
- 障がいの特性に応じた広報活動や情報提供に配慮するとともに、窓口等において障がいのある人との情報交換をスムーズに行える手段を検討します。

担当課など	取組内容
社会福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がいのある人が、窓口等でスムーズに意思疎通や情報を得られるよう手段を検討します。 ・ 地域生活支援事業による取り組みを推進します。 ☆意思疎通支援事業（手話通訳者・要約筆記者の派遣） ☆手話奉仕員養成研修事業
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目の不自由な方が情報を得られるように、朗読テープを貸し出し、「声の広報（※）」を行います。 ・ 手話やガイドヘルパー、要約筆記ボランティアの技能を生かせる機会を推進します。 ・ 社協ホームページやSNS（※）を積極的に活用して情報を提供します。
政策秘書課	<ul style="list-style-type: none"> ・ ホームページにおいて音声版の広報紙を公開します。 ・ パソコンの利用等に不慣れな方でも支障なく情報が得られるよう、広報活動の配慮に努めます。
生涯学習課 (図書館)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 点字資料，録音資料，手話や字幕入りの映像資料等の充実に努めます。

※声の広報…「広報つくばみらい」，「議会だより」及び「社協だより」等の広報紙の録音テープ・CDを目の不自由な方に毎月お届けしています。

SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）…インターネットのネットワークを通じて、人と人をつなぎコミュニケーションを図れるよう設計されたサービス。

(2) 制度・サービス内容の周知

- 障がい福祉に関する制度やサービス内容を的確かつ迅速に伝えられるよう努めます。
- 『障がい福祉サービス』の内容の周知を図るとともに、障害年金や各種手当の支給，税の軽減措置，公共施設の利用料減免等の各種制度，サービスの周知徹底を図ります。

担当課など	取組内容
社会福祉課	<ul style="list-style-type: none">・ 広報紙やホームページを活用して、障がい福祉に関する制度やサービス内容の周知徹底を図ります。・ 「障がい者支援のしおり」を毎年更新し、障がい福祉に関する制度やサービス内容を確実に伝えるよう取り組みます。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none">・ 社協だよりやホームページ等で、障がい福祉サービスに関する事業の情報提供を行います。
国保年金課	<ul style="list-style-type: none">・ 障害基礎年金制度の周知，申請受付を行います。
税務課	<ul style="list-style-type: none">・ 住民税における障がい者控除や軽自動車税の減免などの税の軽減について、広報紙や市のホームページなどで周知します。

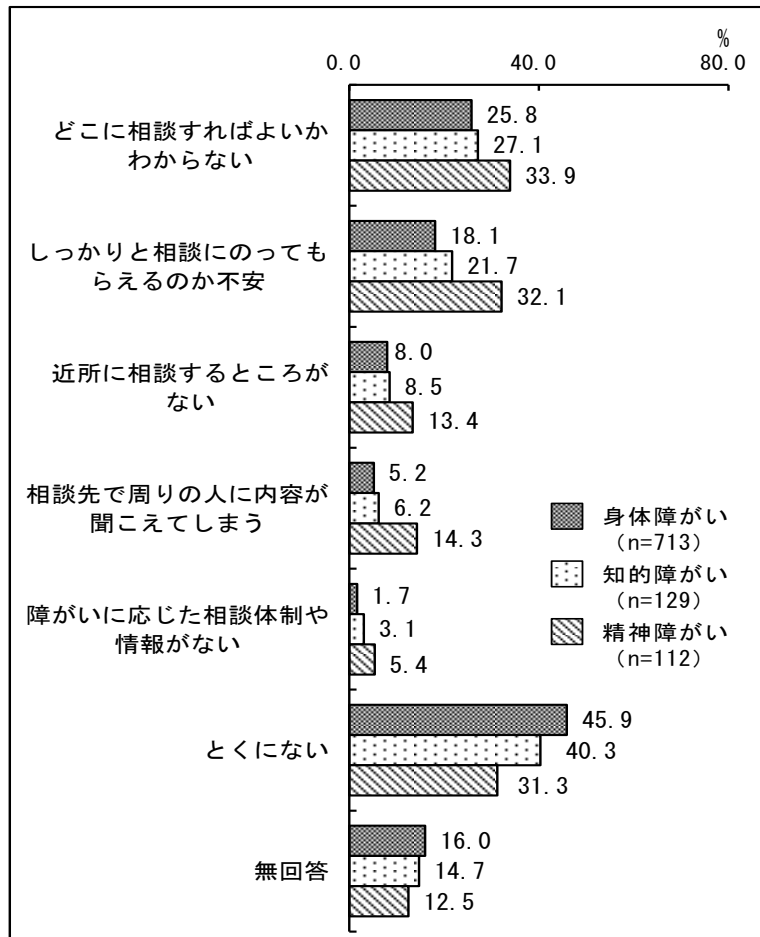


3 相談対応の強化

◆現状と課題◆

- アンケート結果で、相談や情報収集で困ることは、「どこに相談すればよいかわからない」や「しっかりと相談にのってもらえるか不安」と回答した人が比較的多いことがわかりました。
- 団体ヒアリングでも、まず、どこに相談すればよいのか、また、幼少期から一貫して相談対応できる場所があると安心感につながるといった意見があげられています。
- 障がいのある人やその家族にとって、身近な場所で、安心して相談できることが重要です。そのため、必要な情報と的確な支援を行えるよう、各種の相談窓口の周知や機能強化、相談対応体制の充実が求められます。

▼相談や情報収集で困ること



取り組みの方向性

◆障がいのある人の地域生活を支える基盤となる相談窓口の周知と機能強化、地域生活を継続できる相談支援体制の構築に努めます。

(1) 相談体制の充実

- 障がいのある人が、身近なところで総合的な相談が受けられるよう、相談体制の充実を図るとともに周知に努めます。
- 市内外の様々な相談機関との連携強化を図り、障がいのある人や家族を継続的に支援するネットワークの構築に努めます。

担当課など	取組内容
社会福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援給付に基づく支援を行います。 【相談支援】 <ul style="list-style-type: none"> ★計画相談支援 ★地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援） ★障がい児相談支援 ・地域生活支援事業による取り組みを推進します。 ☆相談支援事業 （障害者相談支援事業，住宅入居等支援事業） ・相談支援事業者と連携して，利用者が相談しやすい窓口の環境整備に努めます。 ・身体障がい者相談員，知的障がい者相談員の活動を支援します。 ・「基幹相談支援センター」の設置検討など，相談体制の充実を図ります。
健康増進課	<ul style="list-style-type: none"> ・メンタルヘルスの相談に応じ，関係機関と連携して支援します。



(2) 権利擁護の推進

- 知的障がいや精神障がい等により判断能力が不十分な方の権利と財産を守るため、権利擁護を推進します。
- 人口増加や高齢化の進行等により、今後、権利擁護の支援を必要とする人の増加が見込まれるため、成年後見制度の周知と活用を図ります。

担当課など	取組内容
社会福祉課	<ul style="list-style-type: none">・地域生活支援事業による取り組みを推進します。☆成年後見制度利用支援事業☆成年後見制度法人後見支援事業・『障害者差別解消法』や『茨城県障害者権利条例』の制定を踏まえ、障がいのある人の権利擁護に取り組みます。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none">・判断能力が不十分な人が安心して暮らせるよう、「日常生活自立支援事業」の周知と活用を図ります。・「地域ケアシステム」を推進し、必要に応じて在宅ケアチームを編成し、関係機関と連携したケアを行います。

(3) 虐待の防止

- 平成24年10月に施行された『障害者虐待防止法』に基づき、障がいのある人への虐待防止に努めます。
- 障がいのある人への虐待の防止や早期発見、迅速な対応を図るため、地域の関係機関が連携した虐待防止ネットワークづくりを進めます。

担当課など	取組内容
社会福祉課	<ul style="list-style-type: none">・「障がい者虐待防止センター」の周知徹底を図ります。・虐待が疑われる通報や相談があった際は、早急に事実関係を把握し、警察等と連携して対応を図ります。・障がい者への虐待防止に関する研修に参加し、市職員の対応力の向上に努めます。・障がい者支援協議会を核に、障がい者への虐待防止のネットワーク強化を図ります。

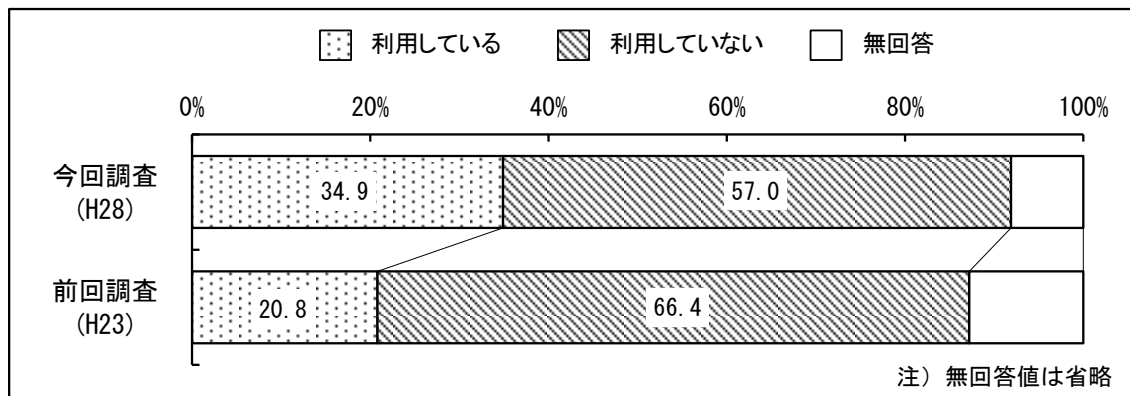
《基本施策2》 自分らしい「生活」づくり

1 地域生活の支援

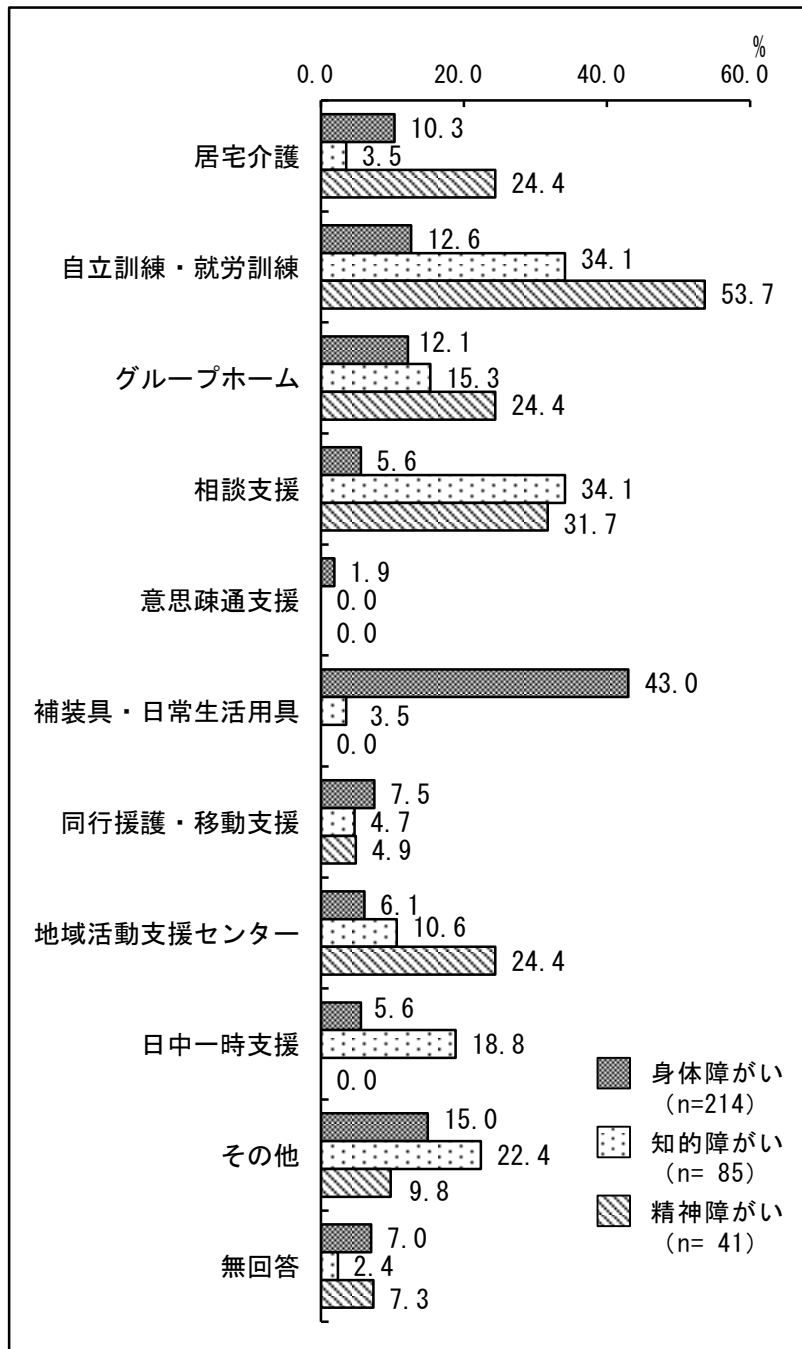
◆現状と課題◆

- 障がいのある人が安心して地域生活を送れるよう、きめ細かな福祉サービスの提供を通じて、自分らしい生活を送れる地域を創っていくことが大切です。
- 『障がい福祉サービス』は、少しずつですが着実に充実してきており、アンケート結果では、『障がい福祉サービス』を利用している人をみると、今回調査（H28）は34.9%で、前回調査（H23）の20.8%と比べて、14.1ポイント増加しています。
- 利用状況をみると、身体障がいのある人は「補装具・日常生活用具」、知的障がいのある人と精神障がいのある人は「自立訓練・就労訓練」や「相談支援」のサービス利用が多く、障がいによって求めるサービスやニーズは異なっています。そのため、必要なサービスの確保・充実に努めていく必要があります。
- 地域にサービス提供事業者が充実していく中で、障がいのある人が安心して利用できるように、サービスの質の向上や施設の安全面をしっかりと見極めていくことも重要です。
- 将来の生活に向けては、住まいのことや生活費のことに不安を感じている人がいることから、地域生活の基本となる住まいの確保に努めるとともに、各種手当の支給・助成など経済的負担の軽減を図っていくことも大切です。

▼『障がい福祉サービス』の利用状況【経年比較】



▼利用している障がい福祉サービス <<複数回答>>



取り組みの方向性

◆障がいのある人が、安心して地域での生活を継続していけるよう、障がい福祉サービスの確保・充実、住まいの確保、経済的負担の軽減に努めます。

(1) 在宅生活の支援

- 『障がい福祉サービス』の提供体制の確保と周知，適正な制度の運用に努めます。
- 重度の障がい等により，日常生活に困難を抱える方に対し，必要なサービスを提供し，在宅生活の支援に努めます。

担当課など	取組内容
社会福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援給付による支援を行います。 【訪問系サービス】 <ul style="list-style-type: none"> ★居宅介護（ホームヘルプ） ★重度訪問介護 ★同行援護 ★行動援護 ★重度障害者等包括支援 ★自立生活援助（平成30年4月施行予定） 【日中活動系サービス】 <ul style="list-style-type: none"> ★短期入所 ・地域生活支援事業による取り組みを推進します。 <ul style="list-style-type: none"> ☆日常生活用具給付等事業 （介護・訓練支援用具，自立生活支援用具，在宅療養等支援用具，情報・意思疎通支援用具，排せつ管理支援用具，居宅生活動作補助用具（住宅改修費）） ☆訪問入浴サービス事業 ☆移動支援事業
介護福祉課 社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・重度障がい等により寝たきりの状態にある方に対し，寝具洗濯乾燥消毒サービスを実施します。 ・重度障がい等の方に対し，理容師の派遣や介護用品（紙おむつ等）の助成を実施します。 ・身体障害者手帳3級以上の視覚又は聴覚障がいのある方に対し，救急医療情報キットを配布します。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・住民参加型の有料在宅福祉サービスを推進し，利用の促進を図ります。

(2) 日中活動の場の充実

- 障がいのある人が、自分に合った日々の生活を送れるように、多様な日中活動の場の充実に努めます。
- 一人ひとりの状況に対応しながら、創作的活動や生産活動の機会、交流活動等を支援します。

担当課など	取組内容
社会福祉課	<ul style="list-style-type: none">・自立支援給付による支援を行います。 【日中活動系サービス】<ul style="list-style-type: none">★生活介護★療養介護★自立訓練（機能訓練・生活訓練）・地域生活支援事業による取り組みを推進します。<ul style="list-style-type: none">☆日中一時支援事業☆地域活動支援センター （つくばライフサポートセンター、ふれんず、ひまわり園、さくら園）



(3) 住まいの確保

- 配慮が必要な障がい者世帯等に対し、居住環境が良好な市営住宅を供給できるよう推進します。
- グループホームの整備促進を図るとともに、在宅生活が困難な方に対して施設入所を支援します。

担当課など	取組内容
都市計画課	<ul style="list-style-type: none"> ・配慮が必要な障がい者世帯等に、居住環境が良好な市営住宅を供給できるよう推進します。
社会福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・「常総広域障害者支援施設『常総ふれあいの杜』(※)」の適正な運営について、構成市と連携して支援します。 ・グループホームの入居者に対して、国の家賃補助制度の利用促進と周知を図ります。 ・自立支援給付による支援を行います。 <p>【居住系サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ★共同生活援助（グループホーム） ★施設入所支援 ★自立生活援助（平成30年4月施行予定） <ul style="list-style-type: none"> ・地域生活支援事業による取り組みを推進します。 ☆日常生活用具給付等事業（居宅生活動作補助用具（住宅改修費））

※常総広域障害者支援施設「常総ふれあいの杜」

常総地方広域市町村圏事務組合（指定管理：社会福祉法人筑波キングスガーデン）が運営している入所施設。同組合の構成市である取手市、常総市、守谷市及びつくばみらい市の市民（出身者含む）を利用対象者としている。

(4) 各種手当の支給・助成

- 障がいのある人やその保護者を対象に、各種手当の支給・助成により経済的な支援を行います。

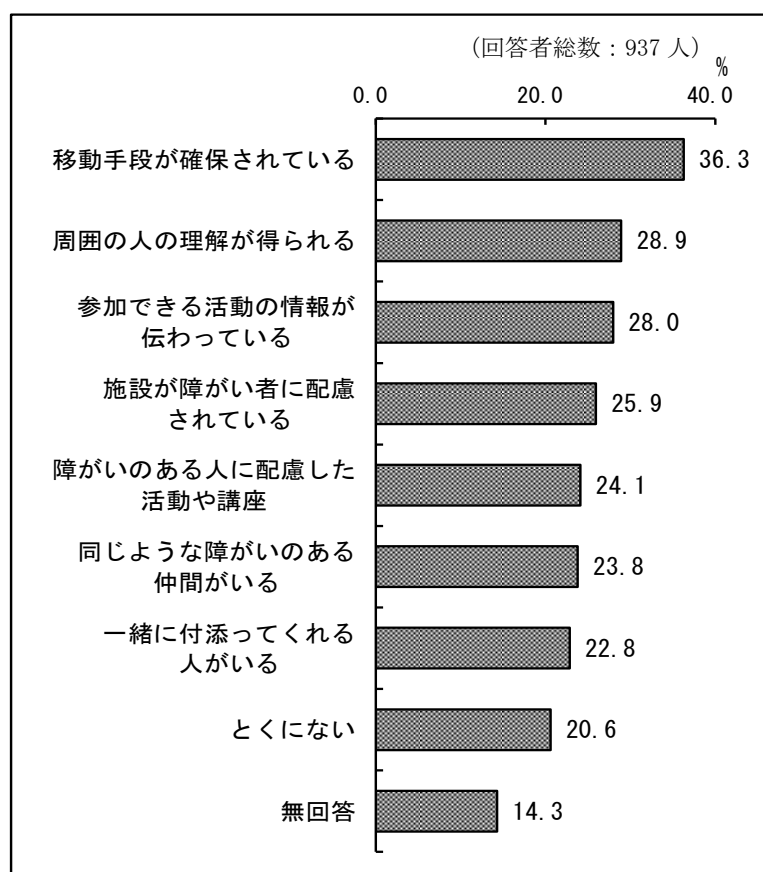
担当課など	取組内容
社会福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・特別障害者手当を適切に支給します。 ・障害児福祉手当を適切に支給します。 ・在宅心身障害児福祉手当等を適切に支給します。 ・難病患者福祉手当を適切に支給します。 ・国が支給する特別児童扶養手当が受けられるよう、手続きの支援を適切に行います。

2 社会参加の促進

◆現状と課題◆

- 地域社会に参加し交流を深めていくことは、障がいのある人の生活を豊かにするだけでなく、障がいのない人にとってもお互いの理解を深める機会となります。
- アンケート結果によると、障がいのある人は、ない人に比べて、外出頻度は43.6ポイント、楽しみや生きがいは23.3ポイント低い結果でした。また、団体ヒアリングでは、学校を卒業すると外出の機会が大きく減ってしまうという課題もあげられました。
- 障がいのある人が、文化・スポーツ活動などに参加しやすい環境を整えていくことは重要であり、そのためには、移動手段の確保や周囲の人の理解、参加できる活動の情報を伝えていくといった取り組みが求められます。

▼参加しやすくなる環境づくり 《複数回答》



取り組みの方向性

◆障がいのある人が、自分らしく生き生きとした暮らしが送れるよう、積極的に社会参加の機会を提供し、そのための環境づくりを進めます。

(1) 社会参加・交流機会の拡大

- 障がいのある人が、地域とのつながりを持ちながら、いきいきとした日常生活を送れるように、社会参加しやすい環境整備に努めます。
- 障がいのある人の自主的な活動や交流機会の拡大を支援します。

担当課など	取組内容
社会福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援給付による支援を行います。 ★日中活動系サービス ・地域生活支援事業による取り組みを推進します。 ☆地域活動支援センター事業（つくばライフサポートセンター，ふれんず，ひまわり園，さくら園） ☆移動支援事業 ☆社会参加支援事業
社会福祉課 社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人が、地域との交流やつながりが深まるよう、声かけやあいさつ運動を支援します。 ・障がいのある人の自主活動，障がい者交流会等を支援します。 ・障がい者スポーツ，親子で参加できる料理教室など，互いに交流を図れる機会を提供します。 ・きらくやまふれあいの丘を，地域活動支援の場として活用します。 ・地域生活支援事業による取り組みを推進します。 ☆自発的活動支援事業

(2) スポーツ・文化・レクリエーション活動の充実

- 茨城県において、平成31年にスポーツの全国的な祭典である「全国障害者スポーツ大会 いきいき茨城ゆめ大会」が開催される予定です。これを契機としてスポーツを推進する関係機関等と連携を強化し、障がい者スポーツの普及・啓発に努めます。
- 各種スポーツ・文化・レクリエーション活動の実施にあたっては、障がいのある人が参加しやすい環境整備に努めます。

担当課など	取組内容
生涯学習課	<ul style="list-style-type: none">・障がいのある人も参加しやすい、講座・教室等の開催に努めます。・運動施設や公民館など生涯学習施設において、障がいのある人等が安全に利用できる施設整備に努めます。・障がい者スポーツについて、理解を深め、普及に努めます。



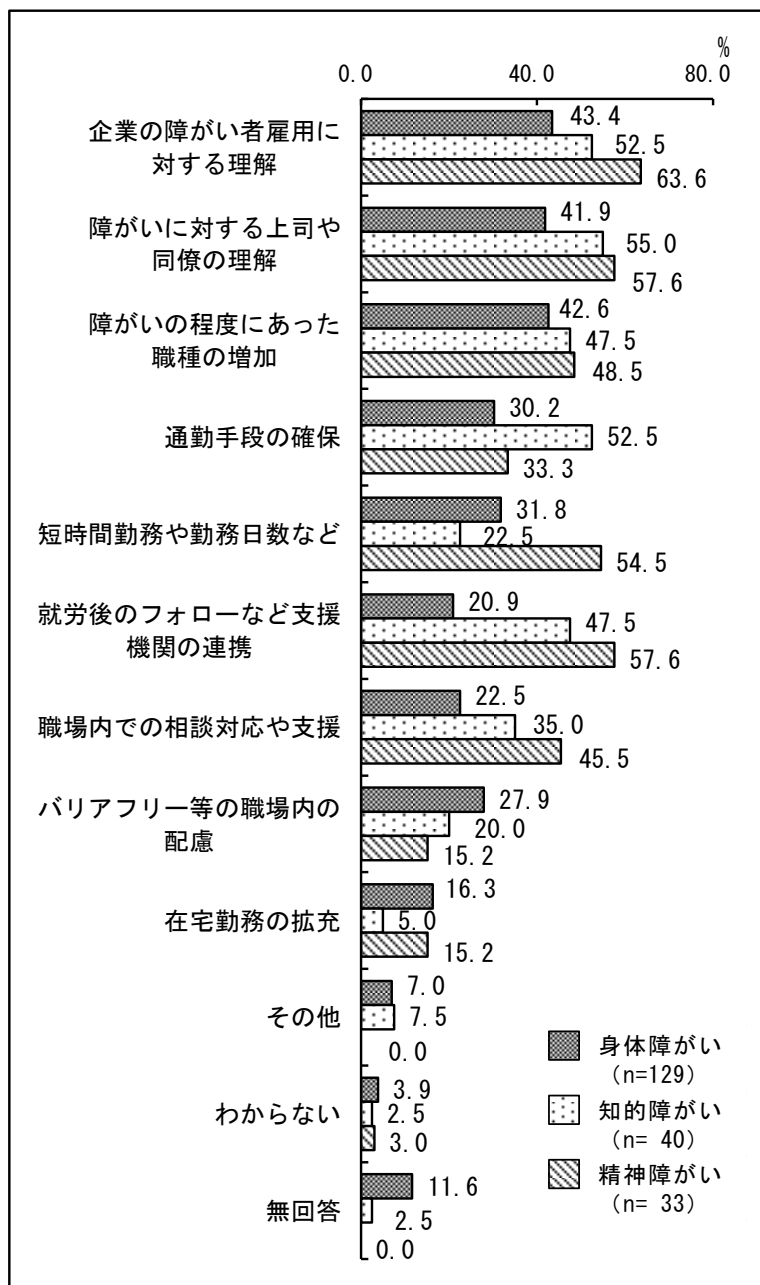
《基本施策3》 自立する「自分」づくり

1 就労支援の充実

◆現状と課題◆

- 障がいのある人にとって、就労は地域で自立し、安定した生活を営む第一歩であると同時に、本人の生きがいや社会参加を実現する上でも重要な要素です。
- 障がいのある人の就労環境は、『障害者雇用促進法』の改正も相まって雇用主の理解や関心は高まりつつあり、全国のハローワークを通じた障がい者の就職件数をみると、平成27年度は90,191人（対前年度比6.6%増）で過去最高を更新しています。しかし、自分に合った希望の職種や就労形態を見つけるには、まだ、難しい状況がみられます。さらに、福祉的就労の場等における工賃水準の向上も課題となっています。
- アンケート結果では、障がいのある人が働きやすい環境として、「企業の障がい者雇用に関する理解」や「障がいに対する上司や同僚の理解」があげられています。引き続き、障がいのある人の就労について、雇用主等の理解促進を図り、就労環境を整えていく必要があります。
- 一般企業等の就労や就労訓練を受けながら働いている人の8割は、「このまま働きたい」と回答しています。しかし、団体ヒアリングでは、いったん就労しても長続きせず自宅に引きこもってしまうケースも聞かれました。特に、精神障がいのある人は、勤務形態や勤務日数、就労後のフォローを求める意見も多く、きめ細かな支援が求められます。
- 地元商工会等とも連携し、障がいのある人の就労に対する理解を促進するとともに、就労の場の確保や就労を継続できる環境整備に努めていく必要があります。

▼障がいのある人が働きやすい環境 <<複数回答>>



取り組みの方向性

◆自分にあった働き方を選択できるように、就労支援体制の構築を進めます。また、企業等に対して、障がい者雇用に関する理解啓発に努めます。

(1) 雇用・就労機会の促進

- 障がいのある人が企業等で働き、継続して就労できるよう地元の商工会等を通じて、雇用主に対して障がい者雇用に対する様々な制度の普及や理解の促進を図ります。
- 障がいのある人の就労を支援する障がい福祉サービス事業所等との情報交換や連携を密に行いながら、障がい者の就労機会の促進に努めます。

担当課など	取組内容
社会福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援給付による支援を行います。 【日中活動系サービス】 ★就労移行支援 ★就労継続支援（A：雇成型・B：非雇成型） ★就労定着支援（平成30年4月施行予定） ・国・県等が実施する各種助成金制度、障がい者トライアル雇用、職場適応助成者（ジョブコーチ）などの雇用支援制度の活用を図ります。
産業経済課	<ul style="list-style-type: none"> ・「障害者雇用促進月間」の周知を図るとともに、障がい者雇用が促進されるよう啓発します。 ・農業分野での就労支援（農福連携）などを検討し、障がいのある人の多様な働き方の支援に努めます。

(2) 工賃向上の推進

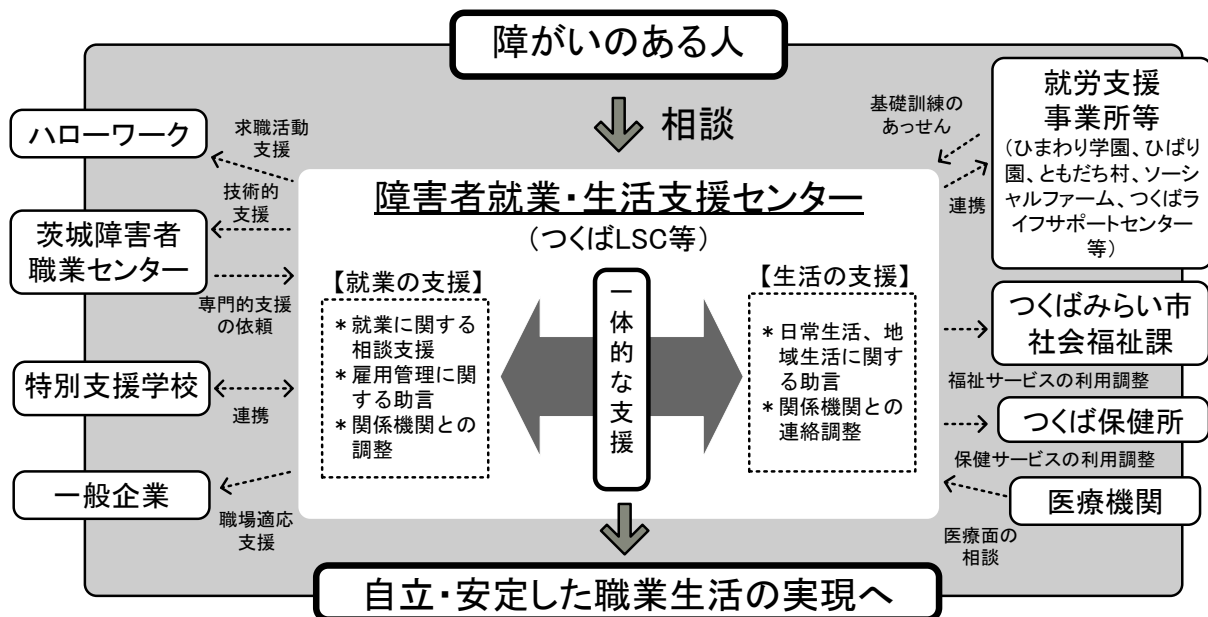
- 「障害者優先調達推進法」に基づき、市役所や関係機関等において、製品や物品の購入、役務の依頼などにより、受注機会の拡大を図ります。
- 障がいのある人が、働く喜びを感じながら地域で自立した生活が送れるようにするため、事業所等の工賃向上に向けた取り組みを支援します。

担当課など	内容
社会福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・市が発注する物品の調達や役務の依頼などを通じて、障がいのある人の社会活動の拡大を図ります。 ・関係機関と連携して、事業所における工賃水準の向上に向けた取り組みを支援します。

【主な支援窓口】

窓口	内容	連絡先等
ハローワーク	<ul style="list-style-type: none"> ・就職を希望する障がいのある人からの求職登録や職業相談・職業紹介を行います。 ・事業所からの障がいのある人向け求人開拓や、障がいのある人の雇用の確保を行います。 	ハローワーク常総 常総市水海道天満町 4798 TEL 0297-22-8609
茨城障害者職業センター	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人に対して、職業評価、職業準備支援、ジョブコーチなどの専門的な職業リハビリテーションを行います。 ・事業主に対する雇用管理に関する助言等を行います。 	笠間市鯉淵 6528-66 TEL 0296-77-7373
障害者就業・生活支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・センターへ支援登録した就職希望または就業中の障がいのある人に対し、窓口等での相談支援や職場や家庭への訪問を行い、就業生活の継続を支援します。 ・事業所からの相談も受け付け、雇用・福祉・医療等の関係機関と連携し障がいのある人の雇用に関する課題の調整・解決を継続的に支援します。 ・下の図のように、市や特別支援学校、ハローワークをはじめ、多くの関係機関と連携を取りながら、一人ひとりの障がいのある人に対する就業に関する支援と日常生活に関する支援を行っています。 ・近隣では「つくばLSC」が指定を受けています。 	つくばLSC つくば市みどりの中央 29-5 TEL 029-847-8000

■障害者就業・生活支援センターの役割

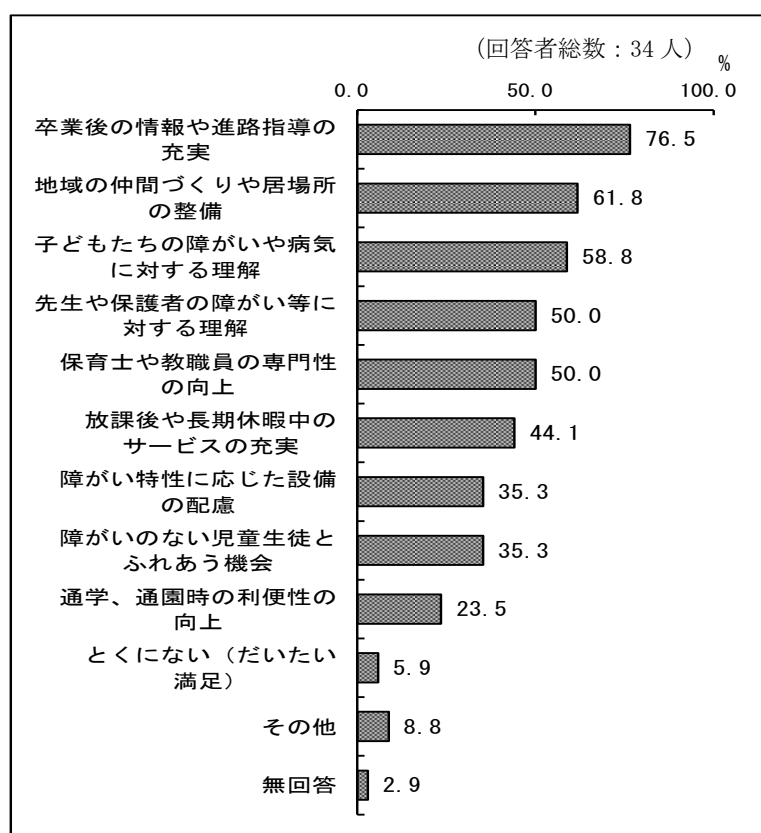


2 保育・教育環境の充実

◆現状と課題◆

- 障がいのある児童の保育・教育環境については、成長のあらゆる段階において、一人ひとりの障がいの特性等に応じたきめ細かな支援を行っていく必要があります。
- アンケート結果をみると、知的障がいのある児童生徒を中心に、「卒業後の情報や進路指導の充実」や「地域の仲間づくりや居場所の整備」があげられています。
- 団体ヒアリングでは、保育・教育環境が充実することで、子どもたちの能力をもっと伸ばせる可能性があるとの声が聞かれました。しかし、たんの吸引や経管栄養などを必要とする医療的ケア児に関しては、そもそも保育・教育を受け入れる施設が整っていないとの課題があげられました。
- 障がいの特性等に応じた配慮や教育的支援を推進し、障がいの有無にかかわらず、共に等しく保育・教育を受けられる環境づくりを推進していく必要があります。

▼保育や教育についての望み 《複数回答》



取り組みの方向性

◆一人ひとりの障がいの特性等に応じた取り組みを推進し、子どもたちの能力に応じて可能性を最大限に伸ばせる保育・教育環境の整備に努めます。

(1) 保育・発達支援体制の充実

- 教育・保育施設において、一人ひとりの障がいの特性等に応じた障がい児保育を推進します。
- 発達相談・育児支援が必要な子どもと、その保護者を対象に、適切な発達支援体制のさらなる充実を図ります。
- 身近な場所で継続的に相談や指導，訓練等を受けられる，障がい児への適切な支援に係る環境整備について，（仮称）障がい者支援センター整備構想等と併せて，総合的に検討していきます。

担当課など	取組内容
こども福祉課 学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者との連携を強化し，保育士等の確保・資質の向上に努め，障がいのある児童とない児童が共に生活する保育を推進します。 ・関係機関と連携して，情報提供や育児相談に応じます。 ・乳幼児を含め早期からの教育相談や就学相談を図ることにより，その後の円滑な支援につなげていきます。
健康増進課	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある子どもたちに対して，臨床心理士や言語聴覚士等が，発達に応じた適切な指導を行います。 ・臨床心理士が保育所等を巡回し，保育士及び学校教諭等が発達の気になる子どもたちに適正な指導を行えるよう，相談や指導方法について助言します。 ・個別相談・指導，集団指導などを通じて，発達に心配のある幼児・児童への療育支援に努めます。 ・障がいある子どもたちの保護者が，お互いに情報交換できる機会を確保します。 ・集団での遊びを通じて，子どもたちの発達を促すキッズランドの充実を図ります。
社会福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法に基づく障がい児支援を行います。 ☆障害児通所支援 （児童発達支援，放課後等デイサービス，保育所等訪問支援，医療型児童発達支援） ・障がい児支援の中核的なセンター機能を有する適切な支援に係る環境整備について，（仮称）障がい者支援センター整備構想等と併せて，総合的に検討していきます。
生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後子ども教室，放課後児童クラブにおいて，障がいのある子どもたちの放課後の居場所に配慮します。

(2) 学校教育の充実

- 特別な教育的支援を必要とする児童の特性や発達段階に応じて、きめ細かな教育の実践に努めます。そのため、保護者との連携，教職員の技能研さん，特別支援学校ほか関係機関とともに対応を図ります。
- 「つくばみらい市いじめ防止基本方針」等に基づき，障がいのある児やその兄弟などに対するいじめ・不登校の未然防止，早期発見，迅速な対応など，きめ細かな取り組みを推進します。
- すべての児童に対して，多様な学びの場を提供し，教育のユニバーサルデザインを推進します。

担当課など	取組内容
学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> ・教育施設のバリアフリー化を推進します。 ・特別支援教育支援員の配置を図ります。 ・教職員の研修の充実，資質の向上に努めます。 ・体験入学など通じて，特別支援学校に関する情報提供を行います。 ・すべての子どもに対し，教育のユニバーサルデザインを推進します。 ・特別な教育的支援を必要とする児童（LD，ADHD（※））等に関する理解と対応を図ります。

※LD（学習障がい）…知的発達に遅れはありませんが，聞く・話す・読む・書く・計算するなどの能力のうち，特定の分野に極端に苦手な側面が見受けられます。

ADHD（注意欠陥多動性障がい）…注意力や衝動性，多動性などが年齢や発達に不釣り合いで，社会的な活動や学業に支障をきたすことがあります。

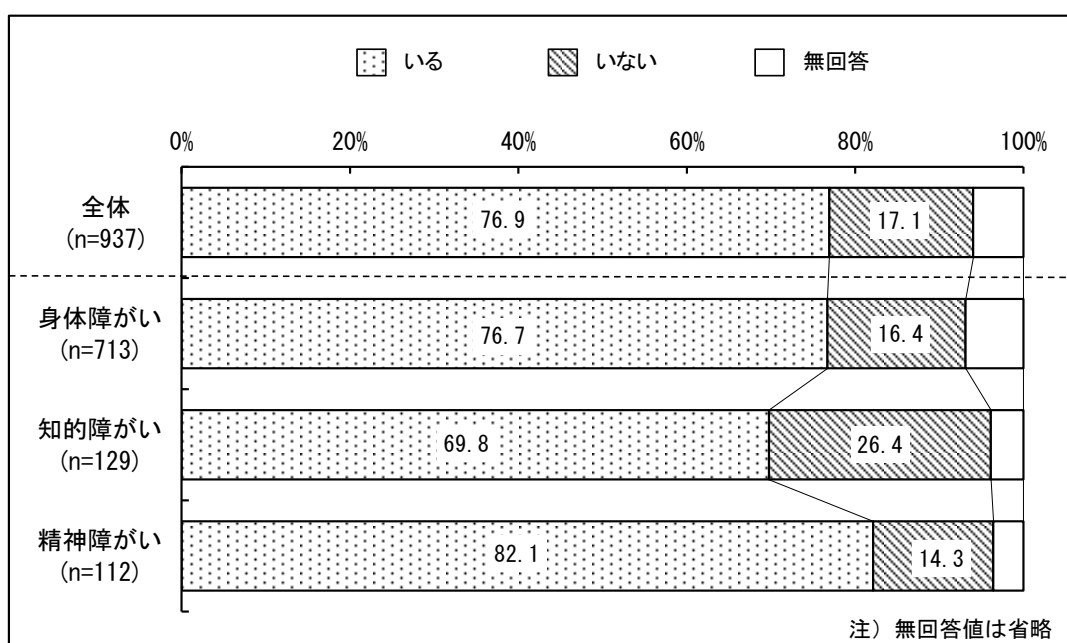
高機能自閉症・アスペルガー症候群…相手の気持ちを察することや周りの状況に合わせてたりする行動が苦手であったり，特定のものにこだわる傾向が見られます。

3 保健・医療の充実

◆現状と課題◆

- 障がいのある人に対する保健サービス，医療の充実は，地域で安心して生活を送るうえで欠かすことはできません。
- アンケート結果では，障がいのある人が安心して相談できる医師が「いる」という人は全体の76.9%でしたが，知的障がいの方は7割を下回っていました。
- 保育所や幼稚園，乳幼児健康診査などにおいて，障がいが疑われる児童に対しては，一人ひとりに応じた適切なアドバイスや，安心感を得られる相談支援などに取り組んでおり，今後とも個々に応じたきめ細かな対応が求められます。
- 特に，重度心身障がい児等医療的ケアを必要とする子どもたちの保健・医療の環境は，地域に十分整っていない現状であるため，今後，取り組んでいく必要があります。

▼安心して相談できる医師



取り組みの方向性

◆障がいのある人と，その家族が安心感を得られるよう，一人ひとりに応じた適切な保健事業の推進と，医療の確保に努めます。

(1) 保健事業の充実

- 障がいの原因となる疾病等の予防や早期発見・早期治療の推進に努めます。
- 乳幼児健康診査において、発達に不安がみられる子どもに対して、必要に応じて発達相談，療育支援など早期対応を図ります。
- こころの健康づくりに向けた取り組みをさらに強化します。

担当課など	取組内容
健康増進課	<ul style="list-style-type: none">・健康診査の受診率の向上に努め，脳血管障がいなど生活習慣病等の予防や早期発見，健康教育の充実に努めます。・乳幼児健康診査等で子どもの発達に不安がみられる場合，発達相談等において適切なアドバイスをを行い，発達支援につなげます。・「こころの健康相談」（精神保健福祉相談）を実施します。・こころの健康づくり講演会等を開催します。

(2) 医療の確保

- 障がいのある人が必要とする医療を適切に受けられるよう，関係機関と連携をとりながら医療の確保・充実に努めます。
- 必要とする医療が安心して受けられるよう，医療費の給付や助成を行うとともに，マル福などの医療費負担の軽減制度の周知を図ります。
- 重度心身障がい児等医療的ケアを必要とする子どもたちの支援に関して，保健・医療等の一層の推進に努めます。

担当課など	取組内容
社会福祉課	<ul style="list-style-type: none">・医療の確保・充実に努めるとともに，医療制度や福祉サービスについて，関係機関と連携して啓発します。・自立支援医療費（更生医療）を適切に給付します。・自立支援医療費（育成医療）を適切に給付します。・県が給付する自立支援医療費（精神通院）が受けられるよう，手続きの支援を適切に行います。
国保年金課	<ul style="list-style-type: none">・重度心身障がい者医療福祉制度（重度心身障がい者マル福）により，医療費を助成します。

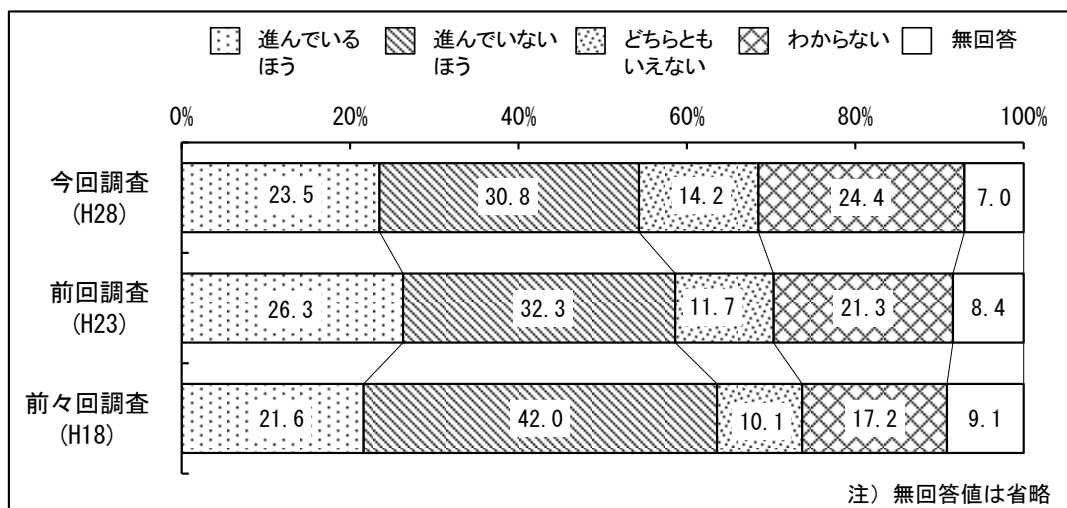
《基本施策4》 安心して暮らせる「環境」づくり

1 居住環境の整備

◆現状と課題◆

- 障がいのある人が暮らしやすい地域は、すべての市民にとっても住みやすい地域といえます。アンケート結果では、障がいのある人が安心して暮らせる社会づくりは、「進んでいない」という人が今回調査（H28）で30.8%を占めています。しかし、前々回調査（H18）は42.0%，前回調査（H23）は32.3%で、その割合は減少してきています。
- 団体ヒアリングでは、公共施設のバリアフリー化や公共交通の利便性は向上しているものの、まだ、病院への通院などにおいては不慣れた面があるとの意見がありました。
- さらに、近年は災害が増加しており、いざという時の避難対応を不安視する声が多く聞かれます。障がいのある人はもちろんですが、市民のだれもが安全に安心して暮らせるよう、引き続き推進していく必要があります。

▼障がいのある人が安心して暮らせる社会づくり（手帳所持者）



取り組みの方向性

◆障がいのある人はもちろん、すべての人にやさしく暮らしやすい居住環境の整備に努めます。

(1) 人にやさしいまちづくりの推進

- 多くの市民が利用する公共施設や道路等のバリアフリー化を進め、すべての人が暮らしやすいユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。
- 障がいのある人など交通弱者の移動手段を確保します。

担当課など	取組内容
建設課 都市計画課	<ul style="list-style-type: none">・歩道整備基本計画に基づき、歩行空間の整備を進めます。・道路改良等に合わせ、道路段差の解消に努めます。・交通安全施設（誘導ブロックなど）を設置します。・公園利用者が安心かつ快適に利用できるよう、適切な公園管理に努めます。
みらいまちづくり課	<ul style="list-style-type: none">・コミュニティバス（みらい号）の運行に努めます。・デマンド乗合タクシー（みらいくん）の利用方法の周知に努めます。・路線バスの運行確保に努めるとともに、公共交通のあり方について適宜検討を図っていきます。
社会福祉課	<ul style="list-style-type: none">・重度の障がいのある人が、通院や機能回復訓練などでタクシーを利用する際の料金の一部を助成します。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none">・移送サービスやリフト付き自動車貸出を行い、通院等の外出の利便性および社会参加の促進を図ります。

(2) 行政サービスにおける配慮

- 市職員に対して、障がいを理由とする差別解消に向けた理解を深めるための研修を実施し、窓口等において不当な差別的取扱いを行わないよう配慮します。
- すべての市民が選挙権を行使できるよう、選挙時における障がいのある人への配慮を行います。

担当課など	取組内容
総務課 社会福祉課	<ul style="list-style-type: none">・「市職員における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」に基づき、適切な運用の順守に努めます。・行政サービスにおける合理的配慮等に関する職員研修を行い、適切な運用を図ります。・行政機関の窓口対応や会議等の際、障がいの特性に応じた配慮に努めます。
総務課	<ul style="list-style-type: none">・投票所のバリアフリー化や簡易スロープの設置、郵便投票制度の案内など、選挙権を行使できるよう配慮します。

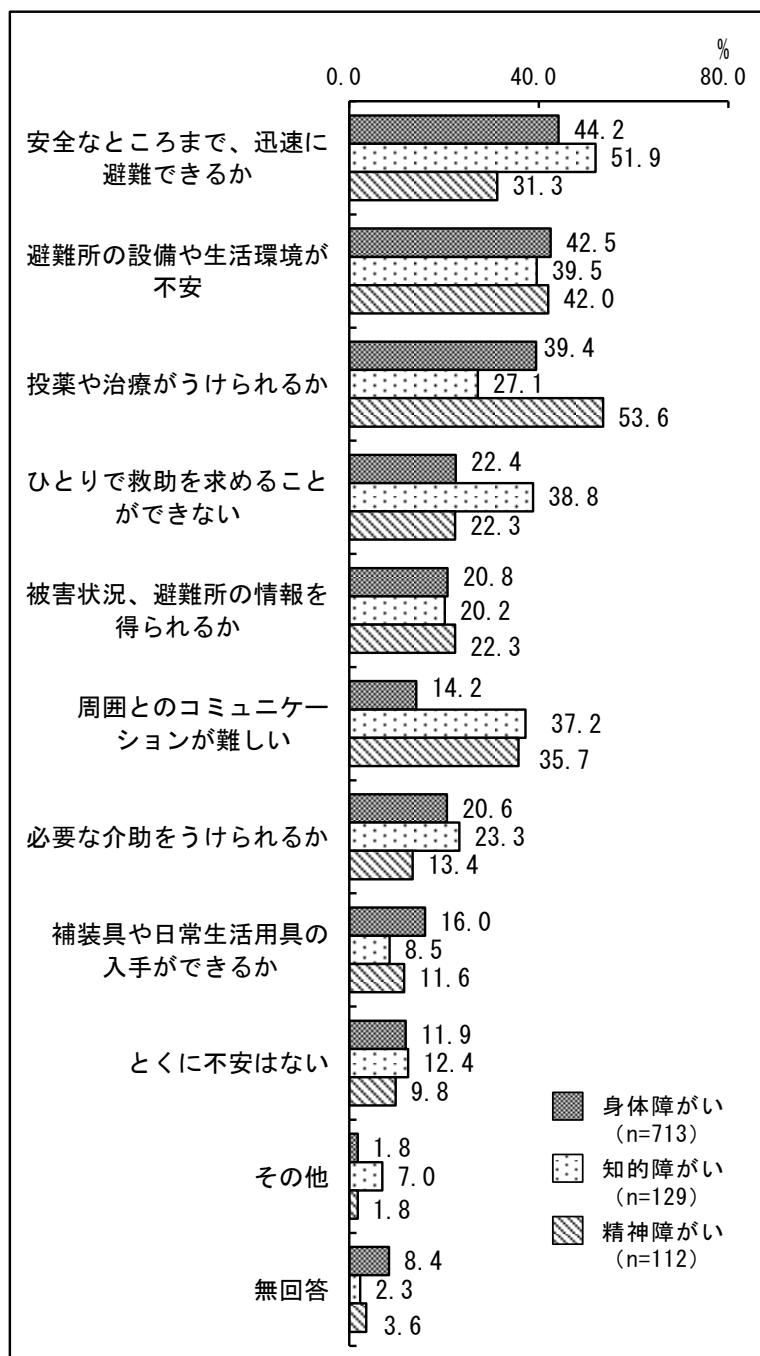


2 安心・安全な暮らしの確保

◆現状と課題◆

- 平成23年3月に発生した東日本大震災や平成27年9月の関東・東北豪雨による鬼怒川の水害などの教訓を踏まえ、防災対策の強化が急務となっています。
- アンケート結果では、災害時に「安全なところまで、迅速に避難できるか」が全体の48.3%を占め、多くの不安があげられています。特に、知的障がいのある人は、「ひとりで救助を求めることができない」(38.8%),「周囲とのコミュニケーションが難しい」(37.2%)が高く、精神障がいのある人は、「投薬や治療が受けられるか」(53.6%)が高いなど、それぞれの障がいによって不安に思うことが異なります。発災時は人材の不足によって、支援に時間を要することも予想されるため、事前の備えと日ごろの訓練が重要です。
- 現在、市では障がいのある人の安全を確保するため、避難行動要支援者登録の名簿を作成し、支援者の確保などに備えているほか、社会福祉協議会においても災害ボランティアの育成や災害ボランティアセンターの設置訓練を行っています。今後とも、市民の理解と協力を得ながら避難行動要支援者の避難体制を確保するとともに、避難所における障がいのある人等に対する配慮の検討を進めていく必要があります。
- さらに、交通事故や消費者被害、ニセ電話詐欺などから障がいのある人を守るため、交通安全対策や防犯意識の高揚にも努める必要があります。

▼災害時の不安 《複数回答》



取り組みの方向性

◆市民の理解と協力を得ながら、生命がおびやかされない安心・安全なまちづくりを進めます。

(1) 防災対策の充実

- 民生委員・児童委員，社会福祉協議会，自主防災組織などと連携して，障がいのある人等の災害時の避難支援体制づくりを進めます。
- 地域防災計画の見直し等に合わせ，障がいのある人等に配慮された福祉避難所の確保及び充実，必要な対策について検討を進めます。

担当課など	取組内容
社会福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における避難行動要支援者の登録を進め，確実な避難行動に生かします。 ・地域の見守りネットワーク活動を推進します。 ・民生委員・児童委員による訪問活動を支援します。
安心安全課	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人等に配慮された福祉避難所を確保するとともに，必要な物資・機材の確保等について検討を進めます。 ・災害時に備え，飲料水，非常備蓄品を確保します。 ・自主防災組織づくりを支援し，災害時の要支援者の対応に備えます。 ・社会福祉施設，病院等と連携して，要支援者の安全対策を図ります。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・災害ボランティアの育成と確保を図ります。 ・災害ボランティアセンターの設置訓練を行い，災害時の迅速な対応に備えます。

(2) 交通安全対策・防犯意識の高揚

- 障がいのある人等が悪質商法などの消費者被害に遭わないよう，情報提供や講座の開催等を通じて，啓発に努めます。
- 障がいのある人の安全な暮らしに必要な知識の普及・啓発に取り組みます。

担当課など	取組内容
安心安全課	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校での交通安全教室や，各地で交通安全キャンペーンを行い，交通安全意識の高揚を図ります。 ・地域と連携して，防犯活動の推進に努めます。
市民サポート課	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活センターで，悪質商法に関する情報提供をし，被害に遭わないよう取り組みます。 ・障がいのある人の家族や見守りの立場にある人に対して，消費者被害防止の出前講座など啓発に努めます。

(裏白)

◆第4章◆
計画の推進

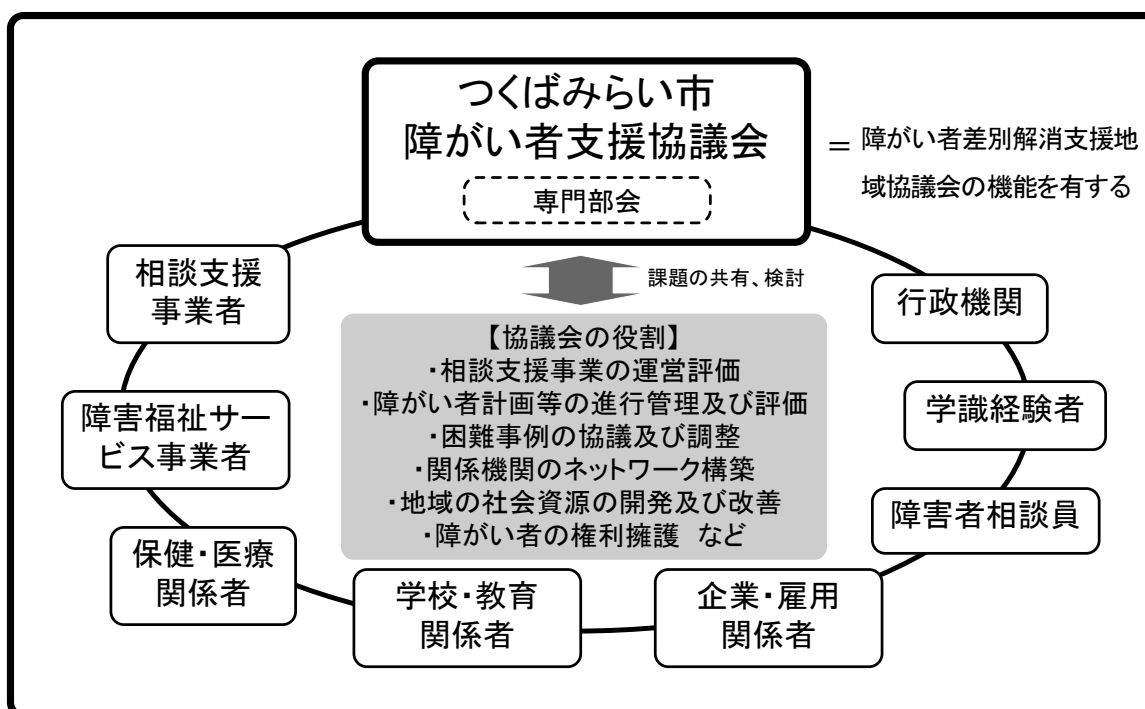
(第 4 章裏)

第4章 計画の推進

1 つくばみらい市障がい者支援協議会を核とした推進体制

- 本計画の推進にあたっては、地域の社会資源を有効に活用することが重要です。そのために、県、医療機関、企業、教育機関など関係機関の情報を集約し、連携を強化していく必要があります。
- 市では、相談支援事業者、障がい福祉サービス事業者、保健・医療関係者、教育・雇用関係者等からなる『つくばみらい市障がい者支援協議会』を設置しており、障がい者福祉の増進に努めています。
- この協議会においては、地域の社会資源の開発、困難事例の協議、障がい者計画及び障がい福祉計画の進行管理及び評価、障がい福祉サービス全体の調整・連携の核として、本市の障がい者施策全般に関わる推進について協議する役割を担っています。また、障害者差別解消法に規定する「障がい者差別解消支援地域協議会」の機能を有し、地域における障がいを理由とする差別の解消に向けた協議を行っています。
- 今後とも、『つくばみらい市障がい者支援協議会』を核として、障がい者施策の課題等に応じて専門部会を設置するなどして、地域の関係機関によるネットワークのもと、計画を推進していきます。

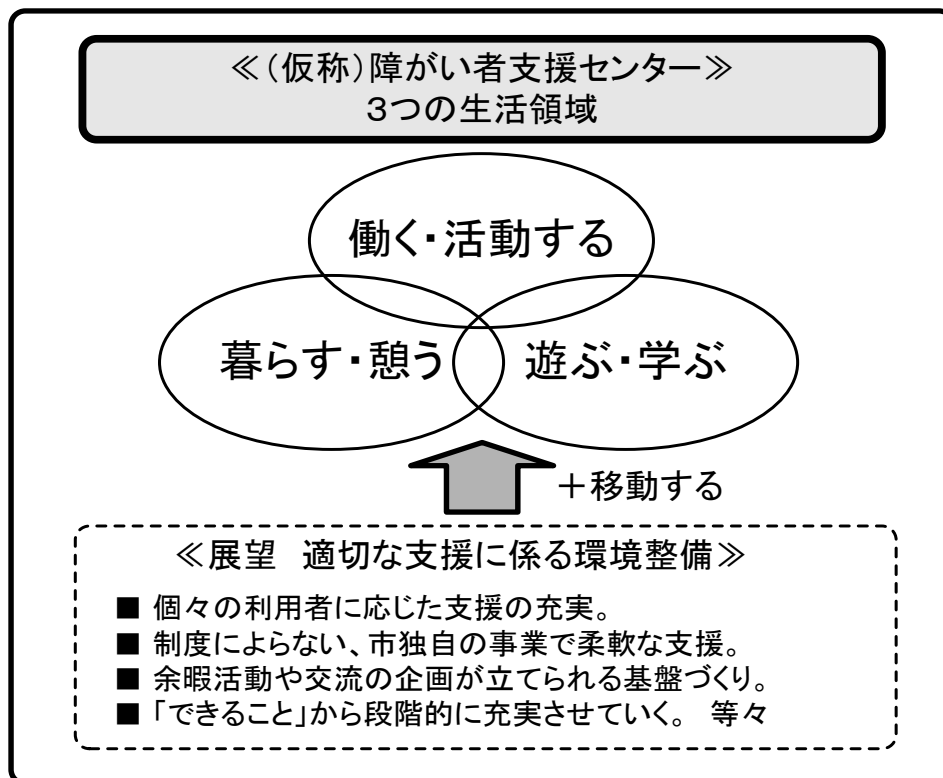
■ 障がい者支援協議会の役割



2 (仮称) 障がい者支援センター構想の構築

- 市では、障がい者支援協議会において、(仮称)障がい者支援センター構想の構築に向けて、意見交換や取り組み事例の情報収集など行う中で、総合的な相談窓口の設置や幼児期から継続した支援体制の構築、身近な地域の支援拠点の確保が望まれていることが分かりました。
- センター構想の構築に向けた課題としては、既存の公共施設等の活用を想定し、支援体制の構築(継続性のある支援体制、サービス機能の検討)、マンパワーの確保(専門的なノウハウを有する職員や法人等)、移動支援の確保(送迎を視野に入れた移動手段)、財源の確保(財政面の検討、広域運営も視野に入れた検討)等々があります。
- 今後、市の障がい者施策を推進するうえでは、相談支援体制や障がい児支援の中核的なセンター機能の構築を踏まえた療育支援のあり方、市に設置する必要がある「基幹相談支援センター」機能などについて、併せて検討していく必要があります。本計画の重点として、実現に向けた取り組みを一步ずつ前進させていきます。

■ (仮称) 障がい者支援センター機能のイメージ



3 福祉人材の育成・確保

- 『障がい福祉サービス』の基盤が地域に整いつつある中で、サービス利用者も増加しています。障がいのある人が必要なサービスを受けられ、地域生活を継続していくためには、福祉人材の確保が欠かせません。併せて、従事する職員の資質やサービスの質の向上を図っていくことが重要です。
- 本人や家族からの相談に適切に対応し、きめ細かな相談体制・調整等を行っていけるよう、地域の相談支援事業者と連携を強化するとともに、専門的なコーディネーター等の福祉人材の確保と育成に努めます。

4 関係機関等との連携・協働

- 障がい福祉施策の推進にあたっては、社会福祉協議会をはじめ、障がい福祉サービス事業所、ボランティア団体、NPO法人、その他各種関係機関と連携・協働しながら推進していきます。
- 特に、社会福祉法人「つくばみらい市社会福祉協議会」は、地域福祉を推進する中心的な機関です。同協議会は、ボランティア活動や福祉教育の推進をはじめとする地域福祉事業を展開しています。
- 本市の障がい者施策を推進していくうえで、同協議会との連携・協力体制を強固にし、必要に応じて情報を共有しながら取り組みを推進していくこととします。

5 計画の進捗管理

- 計画の推進にあたっては、庁内の関係部署等において施策・事業を実施し、横断的な取り組みを行っていきます。
- 計画の進捗管理については、『つくばみらい市障がい者支援協議会』等において、PDCAサイクルに基づく着実な推進を図ります。
- 計画の見直しに際しては、市民アンケートや各種ヒアリング等を実施したうえで検証・評価し、改善点を踏まえて新たな計画の策定につなげていきます。

■ PDCAサイクルによる計画の推進

